

大師地区複合施設・田島地区複合施設
整備・運営基本計画（案）

令和4（2022）年 月

川崎市

大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画（案）について

本市では、川崎区におけるさまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応するため、令和2（2020）年3月に「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定し、「支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所へ一元化する」、「支所は共に支え合う地域づくりを推進する地域の身近な拠点とする」、「支所庁舎建替えに向けた取組を推進する」を基本的な考え方として、取組を進めることとしました。

基本方針において、共に支え合う地域づくりを推進する身近な拠点として有効に機能するよう建て替えることとした支所庁舎については、市民の利便性向上や利用者相互の新たな交流の促進、同様の機能を共用することによる整備や維持管理に掛かるコストの縮減などの観点から、建替えに合わせて周辺公共施設との複合化を行うこととして検討を進め、令和3（2021）年5月に「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」を策定し、新しい支所庁舎は、こども文化センターや老人いこいの家等を複合化した新施設として整備することとしました。

この度、新施設における利用を想定した市民による活動の創出などの取組を行いながら、新施設の機能や整備するスペース、運営の考え方等について検討を進めてきた結果を「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画（案）」として取りまとめましたので、市民説明会やパブリックコメント手続を通して、広く市民の皆様からの御意見を募集します。

今後、市民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、（案）に更なる検討・調整を加え、令和4（2022）年8月に、「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」を策定・公表する予定です。

目 次

第1章 整備・運営基本計画	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 これまでの経過	1
3 本計画の位置付け	3
4 本計画の検討にあたっての前提等	8
第2章 複合化する各施設の現状や課題等	12
1 複合化する各施設の諸元	12
2 大師支所・田島支所	12
3 大師こども文化センター・田島こども文化センター	15
4 大師老人いこいの家・田島老人いこいの家	18
5 大師一般環境大気測定局	20
第3章 市民意見の把握と整理	21
1 市民意見の把握	21
2 市民意見の整理	24
第4章 新施設の基本方針と機能	26
1 新施設の整備・運営の検討にあたっての整理	26
2 新施設の基本方針	28
3 新施設の機能	29
第5章 新施設の整備と運営の方向性	33
1 施設整備計画	33
2 施設運営計画	47
第6章 施設整備等の進め方	47
1 事業手法等の検討	52
2 事業手法等の決定	53
3 支所仮庁舎計画	56
第7章 今後のスケジュール	58
1 機能再編の実施時期	58
2 新施設の整備等スケジュール	58

資料編

第1章 整備・運営基本計画

1 計画策定の背景と目的

本市では、川崎市におけるさまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応するために、支所を含めた川崎市全体の機能・体制や支所庁舎等の整備について検討を進め、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎市役所に一元化し（機能再編）、支所は「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点」として、近隣のこども文化センターや老人いきいの家の機能を複合化し建て替えることとしました。新たに整備する施設は、「身近な活動の場」や「地域の居場所」として子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流がきっかけとなり、市民創発の活動が生まれるといった複合化の効果が最大限発揮されるよう、検討を進めてきました。

この「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、大師地区に整備する複合施設（以下「大師地区複合施設」といいます。）及び田島地区に整備する複合施設（以下「田島地区複合施設」といいます。）がもつ機能や整備するスペース、運営の考え方、スケジュール等について検討した内容をまとめ、大師地区複合施設及び田島地区複合施設（以下「新施設」といいます。）の整備・運営の取組を着実かつ効果的に進めることを目的として策定します。

2 これまでの経過

（１）「川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」の策定（令和2（2020）年3月）

この方針において、「①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎市役所への一元化（機能再編）」、「②支所は地域に密着した取組を推進」、「③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進」という基本的な考え方を取りまとめました。

＜機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方＞

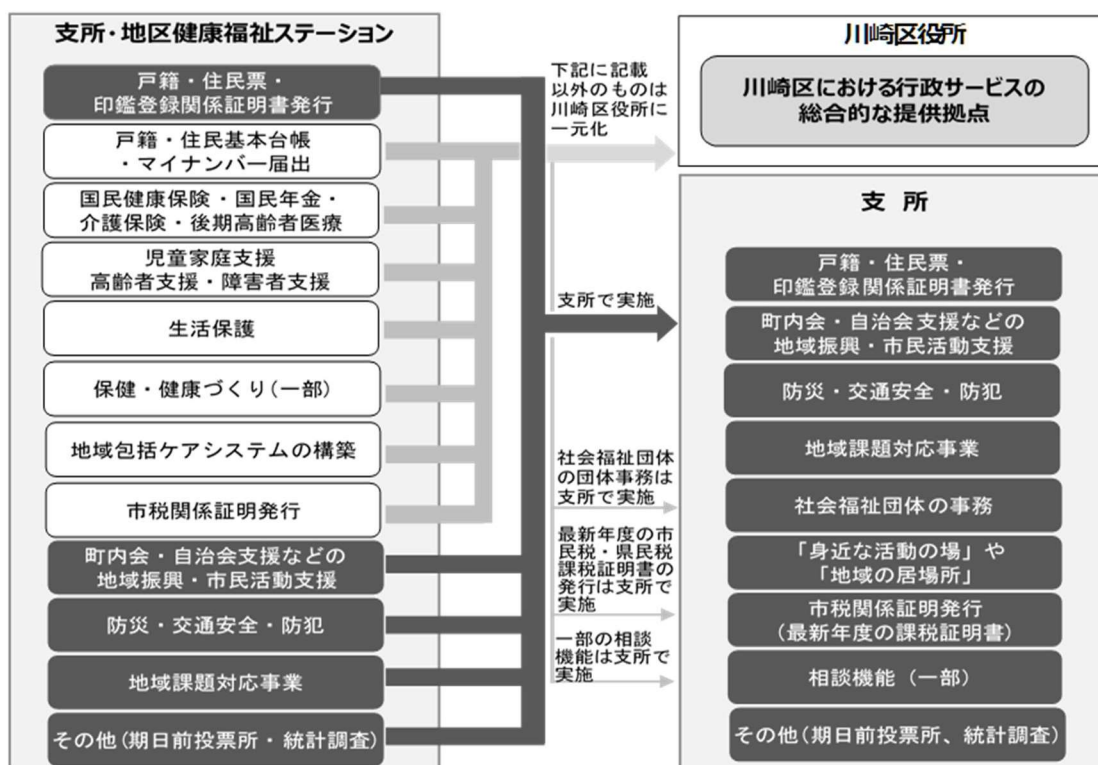
- ① 複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎市役所に一元化し（機能再編）、区役所については区における行政サービスの総合的な提供拠点とする。

※川崎区の福祉事務所は、3福祉事務所体制から1福祉事務所体制とする（地区健康福祉ステーションは川崎市役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に編入）。

② 地域振興業務を中心とした地域づくり、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用、地域防災機能の提供など、支所については地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点とする。

③ 庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として有効に機能するよう、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進する。

＜機能再編のイメージ＞



(2) 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」の策定 (令和3(2021)年5月)

機能再編の取組に併せて建て替える大師地区複合施設、田島地区複合施設が「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点」として有効に機能するように、団体や地域で活動している市民へのヒアリングや意見交換会を通じて様々な市民意見を把握するとともに、資産マネジメントの考え方を踏まえ周辺公共施設の複合化等についての検討を進め、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」(以下「実施方針」といいます。)を策定しました。

実施方針では、機能再編後の支所で取り扱う業務や、支所庁舎の建替えに併せて複合化する施設、整備位置・手順等を示し、新施設の供用開始予定を令和9(2027)年度として取りまとめました。

＜機能再編後の支所で取り扱う業務及び大師・田島支所庁舎建替えの取組＞

- ① 機能再編後の支所で取り扱う業務
 - 地域振興等業務(管内の住民組織・自主防災組織・社会福祉系団体の団体事務等に関する業務)
 - 地域防災機能の提供
 - 相談業務
 - 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・諸証明・市税関係証明書の発行
 - 期日前投票所、統計調査業務
- ② 支所庁舎と複合化する公共施設
 - 大師支所：大師こども文化センター、大師老人いこいの家、大師一般環境大気測定局
 - 田島支所：田島こども文化センター、田島老人いこいの家
- ③ 大師地区複合施設の整備手順

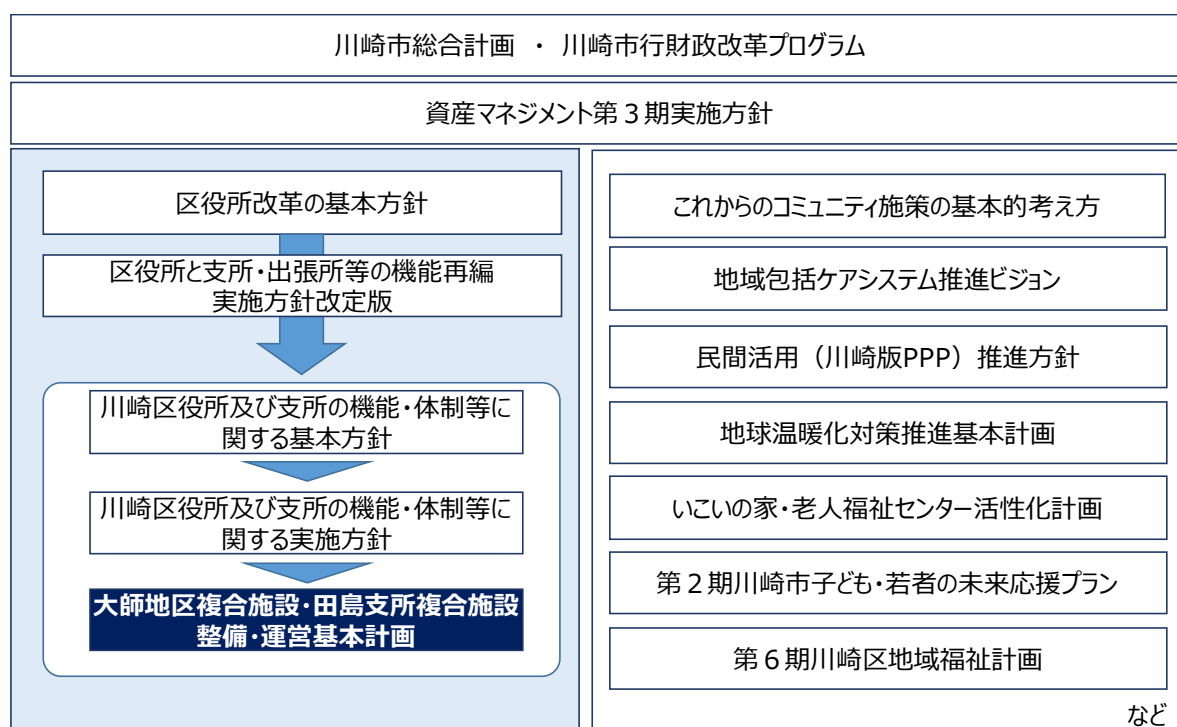
- 令和3(2021)年度に大師分室を解体（実施済み）
 - 仮庁舎を大師分室敷地に整備し、仮庁舎整備後、現在の大師支所庁舎を解体
 - 現在の大師支所敷地に、大師地区複合施設を整備（供用開始は令和9(2027)年度を予定）
- ④ 大師地区複合施設竣工後の大師分室敷地利用の方向性
- 仮庁舎解体後、他の行政用途への転用や民間活力導入等の「資産保有の最適化」に向けた検討
- ⑤ 田島地区複合施設の整備手順
- 仮庁舎を田島こども文化センター・田島老人いこいの家の敷地の余剰地に整備する方向で検討、仮庁舎整備後、現在の田島支所庁舎を解体
 - 現在の田島支所敷地に、田島地区複合施設を整備（供用開始は令和9(2027)年度を予定）

3 本計画の位置付け

本計画は、今後の区役所が果たすべき役割（めざすべき区役所像）とその実現に向けた取組の方向性を定めた「区役所改革の基本方針」、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービス提供を基本目標としている「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を上位の計画としています。

また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」や「民間活用（川崎版PPP）推進方針」など各種関連計画等を踏まえて策定しています。

<各種計画等との関係性>



(1) 上位計画等の整理

ア 川崎市総合計画第3期実施計画 (令和4(2022)年3月策定)

この計画では、「共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化」を施策の1つとして掲げ、機能再編に伴う庁舎整備を推進することとしています。

また、地域の課題が複雑化・多様化する中で、それぞれの地域が持つ魅力や特性を活かし、市民・地域・行政など多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に向けた参加と協働によるまちづくりを進めることを目的として区ごとの計画(区計画)を示しており、川崎区計画では、川崎区の現状やまちづくりの方向性を踏まえ、計画期間中の主な取組として、「地域資源を活かしたまちづくりの推進」、「区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進」、「誰もが安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進」、「地域における子ども・子育て支援の推進」、「安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上」、「交通安全と自転車対策の推進」を実施することとしています。

イ 川崎市行財政改革第3期プログラム (令和4(2022)年3月策定)

このプログラムでは、改革の取組として「区役所機能の強化」を掲げ、本計画を策定しそれに基づく取組を推進することに加えて、多世代が集い、交流が生まれるような新施設の効率的・効果的な整備・管理運営に向けた、民間活用や複合化する各施設間の機能融合や一体的な管理運営等の検討を行うこととしています。

ウ 資産マネジメント第3期実施方針 (令和4(2022)年3月策定)

この方針では、資産保有の最適化(利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図ること)を取組期間中の重点的取組として位置付け、特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従来の考え方ではなく、施設が持つ機能(施設が提供するサービス)に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視の考え方」に基づく取組を進めることとしています。

エ 区役所改革の基本方針 (平成28(2016)年3月策定)

この方針では、本市がめざす都市像の実現に向けては、地域での「顔の見える関係づくり」やコミュニティの再構築を推進し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、将来的には市民同士が支え合いながら地域の課題解決につなげていくことが重要としています。そのため、これからの区役所は、「これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められる」とし、次の3つの「めざすべき区役所像」を掲げています。

<めざすべき区役所像>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所② 共に支え合う地域づくりを推進する区役所③ 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所 |
|--|

オ 区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版 （平成 30(2018)年 3 月策定）

この方針では、支所を含めた川崎区全体の機能・体制を再編・強化し、様々な状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進することを今後の方向性の一つとして位置付け、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制」、「支所庁舎等の整備」、「支所の『身近な活動の場』や『地域の居場所』としての活用策」、「支所の地域防災機能」、「地域包括ケアシステムにおける地域づくりと地域振興業務の連携・推進」などを検討していくこととしています。

(2) 関連計画等の整理

ア これからのコミュニティ施策の基本的考え方 (平成 31 (2019) 年 3 月策定)

この考え方では、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成」を基本理念とし、持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、地域レベルの新たなしくみ「まちのひろば」や、区域レベルの新たなしくみ「ソーシャルデザインセンター」の創出の取組等を進めることとしています。

<用語の説明>

市民創発	様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること
まちのひろば	誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所としての機能を担うもの
ソーシャル デザインセンター	地域での様々な活動や新たな価値を生み出し、社会変革を促す区域レベルのプラットフォームとしての機能を担うもの

イ 地域包括ケアシステム推進ビジョン (平成 27 (2015) 年 3 月策定)

このビジョンは、関連する個別計画の上位概念として位置づけられ、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念としています。また、本市の地域包括ケアシステムは、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、その構築を推進することとしています。

ウ 民間活用(川崎版 P P P) 推進方針 (令和 2 (2020) 年 3 月策定)

この方針は、「民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、効果的・効率的なサービスの提供とそのサービスの実現につなげること」及び「本市が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、本市と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていくこと」を基本姿勢として掲げ、施設整備事業・管理運営事業(ハード事業)については、多様な P P P / P F I の手法の導入が適切かどうかを、本市が自ら公共施設の整備を行う従来型手法に優先して検討することとしています。

エ 地球温暖化対策推進基本計画 (令和 4 (2022) 年 3 月改定)

この計画は、2050年の脱炭素社会の実現を目指した戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の策定を踏まえ、2030年度の温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標、5大プロジェクトなどを位置づけています。5大プロジェクトのうちプロジェクト5では、公共施設の脱炭素化に向けて、設置可能な施設の半数に太陽光発電設備を導入する取組などを掲げています。

オ いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）（平成31(2019)年3月策定）

この計画では、老人いこいの家は高齢者に加え、地域の方々により幅広く活用してもらえるよう、地域交流機能の充実を図るとしています。

また、老人いこいの家の入浴事業については、地域や施設の実情を踏まえながら、設備の故障等があった場合などには原則廃止とすることとしています。

カ 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（令和4(2022)年3月策定）

このプランでは、こども文化センターは児童の健全育成を推進するため児童館としての機能を高めるとともに、地域や関係機関等との連携を図りながら、多世代交流の促進や地域人材の育成・活動の場の提供などを進めることとしています。また、子どもたちの意見を踏まえた放課後等の居場所の検討として、広く子どもの意見を聞き、より効果的に施設運営に反映するための仕組みの構築に向けて検討を進めることとしています。

キ 第6期川崎区地域福祉計画（令和3(2021)年3月策定）

この計画は、「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区」を基本理念としています。また、「身近な活動の場」や「地域の居場所」として整備していく支所のコンセプトに合致する「つながりを育てる地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「見守り・支え合いのネットワークづくり」という3つの基本目標を、川崎区の特色や様々な地域課題等を踏まえて取り組むべき視点として掲げています。

4 本計画の検討にあたっての前提等

(1) 地域特性

大師地区・田島地区は、古くは、明治 22 年(1889)年の町村制施行により誕生した大師村・田島村が、大正 12(1923)年の町制施行により大師町・田島町となり、大師町は大正 13 (1924) 年の川崎市誕生当初から、田島町は昭和 2 (1927) 年に編入され、川崎市の一部となりました。

その後、昭和 19(1944)年からの配給事務取扱所や地区事務所の設置・廃止、出張所の整理・統合等を経て、大師支所・田島支所は昭和 27(1952)年に設置され、昭和 47(1972)年の政令市移行に伴い川崎区役所が設置された後も支所として継続し、地区住民の身近な行政サービスの拠点の役割を担ってきました。

また、地域課題を広く共有し、課題解決に向けた取組を進めるためのツールとして、区内を 10 地区に分けて人口などの統計データや地域資源、地域活動などの情報をまとめている川崎区地区カルテにより地域の概況を把握することができます。

このような地区の歴史や地域の概要等も踏まえて、新施設の整備・運営について検討を行う必要があります。

＜地域の概要＞（川崎区地区カルテから抜粋）

大師地区 (4 地区に区分)	● 平坦な土地で交通の便が良い地域であり、教育文化会館大師分館（プラザ大師）があります。大師駅前には大規模なマンションが建設され、子育て世帯が多く転入しています。（大師第一地区） ● 住宅地が主となっているエリアであり、産業道路を挟んで両側に広がる地域です。学校の他に福祉施設や大型商業施などがあり、行事等でも連携しています。（大師第二地区） ● 臨海部に面しており、工場地帯の企業と地域のつながりがある地域です。大型マンションの建設により子育て世代が多く転入しています。子育て支援施設が多いエリアです。（大師第三地区） ● 川崎大師平間寺の周辺を取り巻く古くからの門前町であり、川崎区役所大師支所がある地域です。大師公園など、子どもを連れていける通いの場が充実しています。（大師第四地区）
田島地区 (2 地区に区分)	● 臨海部の企業とともに発展した古い歴史のある地域です。川崎区役所田島支所や教育文化会館田島分館（プラザ田島）といった公的機関や福祉関連施設・拠点が多く存在します。（田島地区） ● 古くからの住宅が密集している地域であり、小田公園は住民の様々な活動の場となっています。近年、工場跡地に大規模マンションが建設され、新しい住民が増えています。（小田地区）

※地区の概況・沿革の詳細は資料編を参照

（２）複合化施設の整備位置等

実施方針において、支所と複合化する公共施設や整備位置・整備手順、複合化に期待する効果等を示しました。これらを基に新施設の整備・運営について検討を行います。

ア 整備位置・整備手順

（ア）大師地区複合施設

＜整備位置と整備手順＞



現在の大師支所



現在の大師子ども文化センター・大師老人いこいの家

＜敷地の概要＞

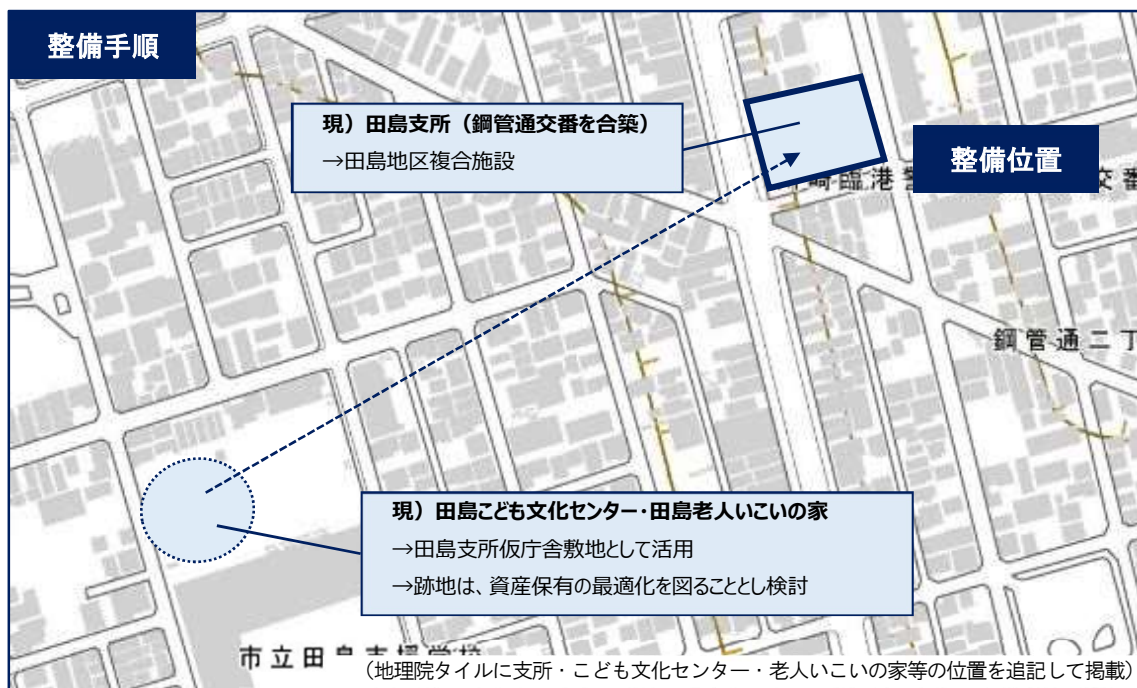
整備位置	川崎区東門前2-1-1
敷地面積	2,323,76 m ²
用途地域等	第二種住居地域、準防火地域
建蔽率 / 容積率	60% / 200%
高度地区 / 高さ制限	第3種高度地区 / 20m
北側斜線制限 / 日影規制	10m+1.25/1 / 5-3h 4m

<新大師支所複合施設の整備手順>

- 大師分室を解体（実施済み）
- 大師分室敷地に支所仮庁舎を整備し、現在の支所庁舎を解体
- 大師支所の敷地に大師地区複合施設を整備

（イ）田島地区複合施設

<整備位置と整備手順>



現在の田島支所



現在の田島こども文化センター・田島老人いこいの家

<敷地の概要>

整備位置	川崎区鋼管通 2－3－7
敷地面積	2,375.74 m ²
用途地域等	(沿道 25m) 近隣商業地域、準防火地域 (その他) 第二種住居地域、準防火地域
建蔽率 / 容積率	(沿道 25m) 80% / 300% (その他) 60% / 200%
高度地区 / 高さ制限	(沿道 25m) なし (その他) 第3種高度地区 / 20m
北側斜線制限 / 日影規制	(沿道 25m) なし (その他) 10m+1.25/1 / 5-3h 4m

<田島地区複合施設の整備手順>

- 仮庁舎を田島こども文化センター・田島老人いこいの家の敷地の余剰地に整備し、仮庁舎整備後、現在の田島支所庁舎を解体
- 田島支所の敷地に、田島地区複合施設を整備

イ 複合化に伴い期待する効果

新施設は、「身近な活動の場」や「地域の居場所」として、支所とこども文化センター・老人いこいの家等の機能を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができます。さらに、利用者相互の交流をきっかけとした新たな「市民創発」の活動の創出が図られます。

第2章 複合化する各施設の現状や課題等

1 複合化する各施設の諸元

<大師地区複合施設に設置する施設>

施設名	構造	階数	延床面積	建築年月	築年数
大師支所 (川崎区東門前2-1-1)	RC造	2階 塔屋1階	2588.34 m ² ※	昭和50(1975)年4月	47年
大師こども文化センター 大師老人いこいの家 (川崎区大師公園1-4)	RC造	2階	358.17 m ² 309.06 m ²	昭和49(1974)年6月	47年
大師一般環境大気測定局	大師支所内に設置				

※区役所に一元化する大師地区健康福祉ステーションを含みます

<田島地区複合施設に設置する施設>

施設名	構造	階数	延床面積	建築年月	築年数
田島支所 (川崎区鋼管通2-3-7)	RC造	3階 塔屋1階	2644.32 m ² ※	昭和50(1975)年4月	47年
田島こども文化センター 田島老人いこいの家 (川崎区田島町20-23)	RC造	2階	324.10 m ² 333.57 m ²	昭和55(1980)年5月	42年

※区役所に一元化する田島地区健康福祉ステーションを含みます

2 大師支所・田島支所

地方自治法第252条の20では、政令指定都市においては、必要があると認めるときは区の事務所の出張所を置くものとされています。本市では、地方自治法上の区の事務所である区役所に加え、その出張所として、川崎区役所には大師支所及び田島支所を設置しており、所管区域を対象に、区役所が取り扱う事務を部分的に所掌しています。また、大師福祉事務所及び田島福祉事務所の機能を有する川崎区役所大師地区健康福祉ステーション及び川崎区役所田島地区健康福祉ステーションを支所と同じ位置に設置しています。

昭和47(1972)年の政令指定都市移行後、移行前まで市役所の支所として組織されていた大師支所及び田島支所は、川崎区役所の支所として再編し、庁舎は政令指定都市移行前から使用していた庁舎を使用していましたが、その後、昭和50(1975)年に同じ位置に建て替え、現在まで使用しています。

なお、田島支所庁舎内には行政財産の使用許可により鋼管通交番が設置されています。

＜川崎区の3管区の所管区域＞



＜大師支所・田島支所の開庁時間等＞

開庁時間	8:30～17:00
休館日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
管理運営手法等	直営（所管局区：川崎区役所）

＜大師支所・田島支所の主な課題＞

- 平成 30(2018)年度に実施した大師・田島支所庁舎の劣化状況等基礎調査では、大師支所庁舎・田島支所庁舎ともに、築 40 年以上が経過し、全体的に劣化が進行しており、部位によっては基礎調査実施時から最短で9～10 年ほどで大規模修繕が必要となるという結果が出ています。
- 水道局出張所や支所税務課の廃止、電話交換業務・用務員業務執行体制見直しなどの組織改編による職員数の減少、住み込みによる管理業務や電話交換業務などの諸室を伴う業務の見直し、その他、食堂の廃止や銀行派出所の廃止、様々な状況変化により、支所庁舎には有効に活用されていないスペースがあります。旧管理人室や旧食堂などのスペースは会議室や倉庫等に転用していますが、会議室については稼働率を踏まえると、部屋数・面積の適正化を図る必要があります
- 支所には、市民活動団体等が会議や打合せ、資料作成などのために利用できる定員 12 名の市民活動コーナーを設置していますが、定員 18 名の教育文化会館に設置された市民活動コーナーに比べ利用率が低くなっています。また、建物設備上、庁舎セキュリティを確保した利用動線を確保できないため、開庁時間のみに利用が限定されているなど、使い勝手における課題があるとともに、資料作成時の印刷作業音が他のスペースの活動に支障を来たさない工夫が必要です。
- 支所では様々な相談を受けていますが、子ども連れや家族等と一緒にする場合も多くあり、また、多職種の専門職による対応が求められる相談もあります。しかし、現在の相談室は面積が小さいため、ベビーベッドの設置や多人数の相談への対応ができていません。そのため、必要

な設備を設置し、相談者数に応じて利用できるプライバシーを確保した相談室を設ける必要があります。

- これからのコミュニティ施策の基本的考え方において、庁舎などの公共施設も「まちのひろば」の多様な形態の1つとして捉え、地域化を進めることとしていることを踏まえ、実施方針では、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての新しい支所のコンセプトとして「地域の新しいチャレンジを後押しする支所」を掲げ、地域振興などに寄与すると認められる活動であれば、利益を得る活動も含めて庁舎等の利用を認めることなどに関して、ルールや管理・運営の検討を行うとしています。建物設計上の配慮と合わせて、地域の実情に即したより自由度の高い活用に向けた運用について検討を進めて行く必要があります。
- 実施方針策定に向けた市民意見聴取では、「支所で男の料理教室を開催し、地域人材を活用する」、「親子が参加できる料理教室でママ友が繋がる」、「こども食堂が支所でできるといい」など食に関する活動への期待を多く伺いました。また、経済的な課題を抱える子どもたちへのフードパントリーがコロナ禍で動き出した事例や、「こども食堂×学習支援」など、食を通じた活動により地域課題の解決を図ろうとする活動が区内で多く展開されており、こうした活動の中には100人を超える参加者を集めるものもあります。コーディネート機能や子どもたちが安心できる居場所の創出をめざす支所では、食を通じた地域のつながりづくりに対応するスペースを確保し、地域課題の解決に資する活動の創出を後押ししていく必要があります。
- 田島支所庁舎内には、行政財産の使用許可により、鋼管通交番が設置されています。田島地区複合施設への併設等について、神奈川県と協議を進めていく必要があります。

3 大師こども文化センター・田島こども文化センター

こども文化センターは、川崎市こども文化センター条例に基づき、市内 58 か所（川崎区内 10 か所）に設置され、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設（小型児童館）として、遊びを通した児童の健全育成を図るほか、地域で子育てをする親子の居場所や市民活動の拠点としての機能を果たしています。大師こども文化センター、田島こども文化センターの令和元(2019)年度の利用状況は、35,726 人（大師）、21,863 人（田島）となっています。

また、いずれも、老人いこいの家との合築施設ですが、こども文化センターと老人いこいの家は指定管理者制度によりそれぞれの指定管理者が管理・運営しています。なお、本市ではこども文化センターの指定管理業務と併せて小学校施設を活用した健全育成事業である「わくわくプラザ事業」（児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を包含）を実施しており、大師こども文化センターでは大師小学校及び四谷小学校のわくわくプラザ、田島こども文化センターでは渡田小学校のわくわくプラザを一体的に運営しています。

＜大師こども文化センター・田島こども文化センターの管理運営状況＞

利用時間	9:30～21:00（日祝は 18:00 まで）			
主な利用者	0～18 才の児童生徒、子育て中の親、市民活動関係団体			
休館日	年末年始			
利用者数 (延べ人数)		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
	大師	39,580 人	35,726 人	11,982 人
	田島	20,777 人	21,863 人	7,921 人
1 日あたりの 平均利用者数		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
	大師	110.6 人	99.5 人	38.3 人
	田島	58.0 人	60.9 人	25.3 人
管理運営手法等	指定管理者制度（所管局区：こども未来局）			
現在の指定管理者	公益財団法人かわさき市民活動センター			
現在の指定管理期間	平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日			

※令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しています。

<大師こども文化センター・田島こども文化センターの主な課題>

- 各こどもセンターで提供されているサービスの内容や利用実態に差が生じていることから、地域ニーズやセンターの特性を踏まえ、より効果的・効率的に市民サービスを提供する必要があります。
- 子育て家庭や子どもを取り巻く問題が複雑・多様化する中で、子どもの居場所の充実を図るとともに、多世代交流・地域交流などを通じた多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れ、「地域の大人と子どもたちとの顔の見える関係づくり」・「地域社会全体で見守り、支えるしくみづくり」を推進していく必要があります。
- 市民活動支援の地域拠点としての機能を有していますが、各こども文化センター諸室の利用団体は固定的になっています。

<大師こども文化センター諸室の状況> ※現況平面図は資料編を参照

諸室等名	面積	利用状況等
① 集会室	約 105 m ²	● バドミントン、卓球などの運動、大人数のイベントなど主に動的活動に利用されています。「バドミントンではシャトルがすぐ天井にあたってしまう（天井高3.6m）」、「体を動かすスペースとしては手狭」などの利用者・運営者からの声があります。 ● 子どもの利用が少ない午前や夜間は、市民活動団体への貸し出しを行っています。
② 学習室・遊戯室	約 30 m ²	● トランプやボードゲーム等の遊びや児童の学習、中学生の試験勉強など主に静的な活動に利用されています。
③ 図書室	約 30 m ²	● 図書の閲覧や学習などに利用されています。
④ 乳幼児室	約 45 m ²	● 乳幼児向けの遊具や図書を整備しており、乳幼児とその親専用の部屋として利用されています。指定管理者主催の乳幼児向けイベントを開催しています。 ※個室の授乳室はありません。
⑤ ロビー	約 35 m ²	● 玄関と事務室（受付）をつなぐフリースペースでは、飲食も可能なスペースとなっています。
⑥ 事務室	約 20 m ²	● 指定管理者の執務室となっており、事務室前で入館者の受付を行っています。 ● 職員数に対して面積が小さいことが課題です。
⑦ 共用部	約 93 m ²	● 玄関、トイレ、廊下、機械室など
合計	約 358 m ²	

＜田島こども文化センター諸室の状況＞ ※現況平図面は資料編を参照

諸室等名	面積	利用状況等
① 集会室	約 90 m ²	● バドミントン、ドッジボール、卓球、なわとびなどの運動、映画上映会などの大人数のイベントなど主に動的活動に利用されています。「バドミントンではシャトルがすぐ天井にあたってしまう（天井高 3.6m）」、「バスケットボールをしたいが天井が低い」、「体を動かすスペースとしては手狭」、「学校でダンスが必修化されたこともあって鏡のニーズが高い」などの利用者・運営者からの声があります。 ● 子どもの利用が少ない午前や夜間は、市民活動団体への貸し出しを行っています。
② 学習室・図書室	約 30 m ²	● 図書の閲覧や児童の学習、中学生の試験勉強など主に静的な活動に利用されています。
③ 遊戯室	約 40 m ²	● トランプやボードゲーム等の遊びに利用されています。
④ 地域ふれあい室	約 60 m ²	● 乳幼児向けの遊具や図書を整備しており、乳幼児とその親専用の部屋として利用されています。平日日中時間帯は地域子育て支援事業（本市の委託事業）の実施場所として活用されており、乳幼児への遊び場の提供、子育てに関する講座、子育て情報の提供、子育てに関する悩み相談等を実施しています。 ※個室の授乳室はありません。
⑤ 事務室	約 30 m ²	● 指定管理者の執務室となっており、事務室前で入館者の受付を行っています。 ● 職員数に対して面積が小さいことが課題です。
⑥ 共用部	約 74 m ²	● 玄関、トイレ、廊下など。廊下は飲食も可能なスペースとなっています。
合計	約 324 m ²	

4 大師老人いこいの家・田島老人いこいの家

老人いこいの家は川崎市老人いこいの家条例に基づき、市内 48 か所（川崎区内 9 か所）に設置され、地域の健康な高齢者のふれあいや、いきがいくりの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動や介護予防の拠点機能を併せ持つ施設として運営されており、大師老人いこいの家、田島老人いこいの家の利用状況は、令和元(2019)年度には、個人利用 4,551 人／団体利用 5,870 人／入浴利用 556 人（大師）、個人利用 3,742 人／団体利用 6,946 人／入浴利用は令和 3 (2021) 年 11 月に廃止（田島）となっています。

また、いずれも、こども文化センターとの合築施設ですが、こども文化センターと老人いこいの家は指定管理者制度により、それぞれの指定管理者が管理・運営を行っています。

<大師老人いこいの家・田島老人いこいの家の管理運営>

利用時間	9:00～16:00				
利用者	満 60 歳以上の市内在住者、市民活動関係団体				
休館日	日曜日・祝日（敬老の日を除く）・年末年始				
利用者数 （延べ人数）		利用者数	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
	大師	個人利用	6, 131 人	4, 551 人	3, 132 人
		団体利用	6, 255 人	5, 870 人	1, 627 人
		入浴	764 人	556 人	387 人
	田島	個人利用	3, 480 人	3, 742 人	1, 507 人
		団体利用	8, 092 人	6, 946 人	2, 537 人
		入浴	670 人	616 人	435 人
1 日あたりの 平均利用者数		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
	大師	42. 7 人	35. 4 人	19. 0 人	
	田島	39. 9 人	36. 4 人	16. 1 人	
管理運営手法等	指定管理者制度				
現在の指定管理者	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 （所管局区：健康福祉局）				
現在の指定管理期間	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日～令和 6 (2024) 年 3 月 31 日				

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少しています。

<大師老人いこいの家・田島老人いこいの家の主な課題>

- 曜日や時間帯によって利用状況に差があること、開館時間外における施設の有効活用として夜間・休日等施設開放事業を実施していますが利用率が高くない（事業実施施設全体の令和2（2020）年度利用率7％）ことなどの課題があり、高齢者をはじめとした地域住民に広く利用される施設とする必要があります。
- 利用者の年齢上昇が進んでいることから、川崎区地域課題対応事業等との連携を図りながら、老人いこい元気広場事業をはじめとした介護予防やフレイル予防、健康づくり等の取組をより効果的に実施するとともに、比較的若い高齢者の新規利用者を確保・定着させていく必要があります。大師地区複合施設での入浴事業については、施設の整備に合わせて「老人いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」に基づく検討を行う必要があります（田島老人いこいの家の入浴事業は、令和3（2021）年11月に廃止しました）。
- 諸室の利用団体は固定的になっています。

<大師老人いこいの家諸室の状況> ※現況平面図は資料編を参照

諸室等名	面積	利用状況等
① 大広間	約 91 m ²	● 団体の会食会・ダンス・体操・楽器演奏等の主に動的活動に利用されています。演台は踊りや歌の発表には適している一方で、利用定員が少なくなるデメリットがあります。また、人気のある体操講座等では定員がすぐに埋まる等の状況があります。
② 厨房	約 28 m ²	● 町内会老人会等の会食会のための調理場として利用されています。厨房単独の設置のため、料理教室等の開催には適しておらず、また、会食会場までの配膳が不便などという利用者からの声があります。
③ 和室（10 畳）	約 18 m ²	● 生け花、書道、お茶飲み会、地域の縁側等の主に静的活動に利用されています。
④ 和室（6 畳）	約 11 m ²	● 足腰の弱い高齢者にも使いやすく、活動内容に応じた利用に柔軟に対応でき、維持管理がしやすい設えにする必要があります。
⑤ 浴室、脱衣室	約 25 m ²	● 住宅事情や社会状況の変化に伴い、入浴事業の実利用者は少数となっており、特定の利用者のみとなっている状況です。
⑥ 静養室	約 6 m ²	
⑦ 事務室・更衣室	約 11 m ²	● 指定管理者の執務室となっており、事務室前で入館者の受付を行っています。 ● 職員数に対して面積が小さいことが課題です。
⑧ 共用部	約 120 m ²	● 玄関、トイレ、廊下、機械室など
合計	約 310 m ²	

＜田島老人いこいの家諸室の状況＞ ※現況平図面は資料編を参照

諸室等名	面積	利用状況等
① 大広間	約 75 ㎡	● 団体の会食会・ダンス・体操・楽器演奏等の主に動的活動に利用されています。演台があることは踊りや歌の発表には適している一方で、利用定員が少なくなるデメリットがあり、人気のある体操講座等では定員がすぐに埋まる等の状況があります。
② 調理室	約 10 ㎡	● 町内会老人会等の会食会のための調理場として利用されています。調理室単独の設置となっているため、料理教室等の開催には適しておらず、また、会食会場までの配膳が不便という利用者からの声があります。
③ クラブ室	約 25 ㎡	● 生け花、書道、お茶飲み会等の主に静的活動に利用されています。 ● 足腰の弱い高齢者にも使いやすく、活動内容に応じた利用に柔軟に対応でき、維持管理がしやすい設えにする必要があります。
④ 談話室	約 10 ㎡	● 指定管理者主催のマッサージ健康教室等に活用されています。
⑤ フリースペース	約 15 ㎡	● 令和 3 (2021) 年 11 月に浴室を廃止し、改修しましたが、使いにくい位置や形状のため、ほとんど利用されていません。
⑥ 静養室	約 20 ㎡	● 静養室は卓球コーナーに転用されています。
⑦ 事務室・更衣室	約 8 ㎡	● 指定管理者の執務室となっており、事務室前で入館者の受付を行っています。 ● 職員数に対して面積が小さいことが課題です。
⑧ 共用部	約 171 ㎡	● 玄関、トイレ、廊下、倉庫、囲碁将棋コーナー、機械室など
合計	約 334 ㎡	

5 大師一般環境大気測定局

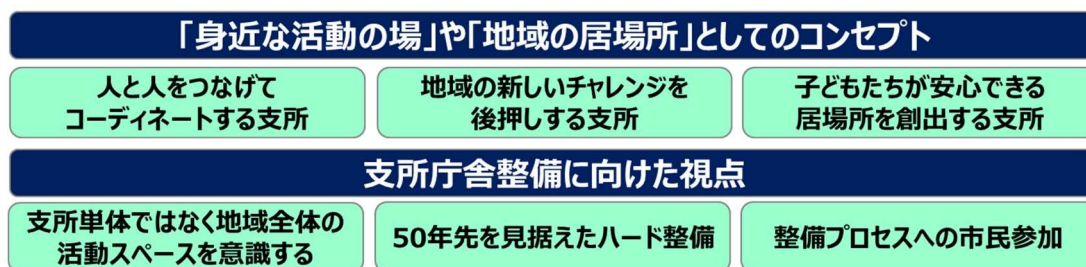
大気汚染防止法第 22 条に基づき、環境大気の汚染状況を常時監視するために設置されており、環境行政を推進する上で必要な機能となっています。昭和 42(1967) 年より大師分室屋上で大気測定を行っていましたが、大師分室の解体に伴い、現在、大師支所庁舎内に仮移転しています。連続した測定データを確保するため、立地等に関して、これまでと同一条件を満たす必要があり、大師地区複合施設内に設置します。

また、大師地区複合施設の整備工程に合わせて、大師分室敷地に整備する仮庁舎への再仮移転及び大師地区複合施設への移転の取組を着実に進める必要があります。

第3章 市民意見の把握と整理

1 市民意見の把握

「身近な活動の場」や「地域の居場所」として必要と思われることなどを把握するため、町内会をはじめとした地域団体や地域で活動している市民等に、検討の進捗に応じた取組状況の説明やヒアリングなどを継続的に実施するとともに、区役所・両支所への意見募集パネルの設置やアイデアアンケートの実施、意見交換会を実施し、実施方針において、支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としてのコンセプトと支所庁舎整備に向けた視点を整理しました。



また、実施方針の策定以降、複合化することとしたこども文化センター、いこいの家の運営者へのヒアリングを実施するとともに、市民のやりたいことを地域課題の解決につなげる活動を実践する「まちの使い方ラボ」を開催するなど、新施設における利用を想定した市民による活動の創出も含め、より多くの方が地域に関心を持ち関わってもらえるよう多角的な取組を進めてきました。

※各取組で把握した市民意見や取組の結果等は資料編を参照

(1) 団体や地域で活動している市民等への説明・ヒアリング

区内町内会連合単位や、大師支所管内及び田島支所管内の単会の町内会長・自主防災組織会長をはじめ、民生委員・児童委員協議会、青少年指導員会、交通安全母の会などの区役所・支所の地域振興業務等で関わりのある地域団体や、川崎区内で地域活動をしている団体・市民等を対象として、令和2(2020)年から令和3(2021)年度にかけて、随時、進捗状況等に応じた説明・ヒアリングを行いました。

(2) 取組紹介・意見募集パネルの設置

広く市民に取組への関心を持ってもらうために、令和2(2020)年8月～12月にかけて、川崎区役所、大師支所、田島支所の1階ロビーに、取組を紹介し意見を募集するパネルを設置しました。意見募集のパネルで、「新しい支所でなにをできると良いか」のシールで投票や、「支所を使ってやってみいたいアイデア」をふせんに記載し貼付できるようにするなど、新しい支所のことを考える気軽なきっかけとなるような工夫をしました。



取組紹介・意見募集パネル

(3) 新しい支所のアイデアアンケート

令和2(2020)年8月～12月にかけて、「新しい支所のアイデアアンケート」をWEB上で実施しました。アンケートの実施にあたっては、市政だよりやニュースレター(資料編を参照)で広報を行うとともに、前述の取組紹介・意見募集パネルとあわせて、WEBと同内容のアンケート記入用紙や回収ボックスを設置しました。

(4) 川崎区支所意見交換会

「わたしのまちの大切にしたいこと・心配なことを出しあって、少し先の大師地区・田島地区を考えよう」をテーマに、地域の方々同士が一緒に話し合う意見交換の機会を設けました(令和2(2020)年12月5日)。



川崎区支所意見交換会の様子

(5) まちの使い方ラボ

大師・田島支所の建替え等に向けた検討における市民参加の取組として、「まちの使い方ラボ」を開催しました。「まちの使い方ラボ」では、令和3(2021)年7月～12月にかけての全5回のプログラムを通して、参加者がやりたいことを地域課題の解決につなげる活動を企画・実践しながら、地域のまちづくりを担うプレイヤーづくりに取り組むとともに、地域に開かれた支所のあり方を検討しました。



世代間交流のきっかけづくりとして開催した
若者先生による高齢者向けスマホ教室
【田島老人いこいの家】



シニアが地域活動につながる
プラットフォームづくりを目指して
交流の場づくりのブースを設置
【大師支所ロビー】



学校に行きたくない時も
安心して過ごせる
居場所づくりの取組
【旧大師新生幼稚園園舎】

(6) こども文化センター・老人いこいの家運営者等へのヒアリング

こども文化センター・老人いこいの家において、利用者意見を踏まえた施設運営を行うために設けられた、地域の様々な活動団体や地縁組織の代表者等が参加する運営協議会（委員会）や、こども文化センター・老人いこいの家の現在の施設運営者等を対象として、検討状況や新施設の整備・運営等に関する説明・ヒアリングを行いました。

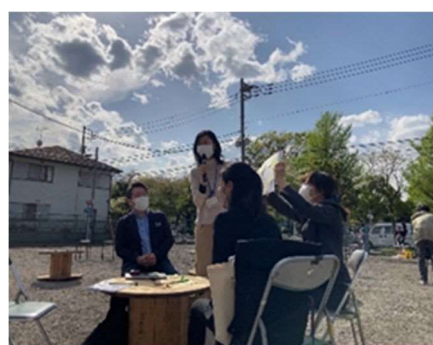
<説明・ヒアリングの実施状況>

日程	説明・ヒアリング先
令和3(2021)年 3月 9日	田島こども文化センター運営協議会
令和3(2021)年 3月 30日	大師こども文化センター運営協議会
令和3(2021)年 6月 28日	田島老人いこいの家運営委員会
令和3(2021)年 6月 29日	大師老人いこいの家運営委員会
令和3(2021)年 12月 21日	殿町・大師・藤崎各こども文化センター館長
令和3(2021)年 12月 22日	日進町・田島各こども文化センター館長
令和3(2021)年 12月 23日	浅田・小田各こども文化センター館長
令和4(2022)年 2月 25日	田島老人いこいの家管理人等
令和4(2022)年 2月 28日	大師老人いこいの家管理人等

(7) 大師分室敷地の暫定活用に向けたヒアリング

大師分室敷地については、大師支所仮庁舎の敷地として活用していきますが、令和4(2022)年度の1年間については、事業者を公募・選定の上、敷地を貸し付け、敷地の維持管理及び新しい支所のコンセプト具現化に資する取組を実施しています。

暫定活用事業者の募集にあたっては、地域の意見を踏まえた敷地利用となるよう、令和3(2021)年12月から令和4(2022)年1月にかけて、近隣の学校・PTAの代表者や地域で活動する団体の方々へ敷地活用に関するヒアリングを行い、敷地借受事業者の募集の際の公募要項に反映しました。



大師分室敷地活用事業 「Daishi One Park(だいしわんぱーく)」キックオフイベントの様子

2 市民意見の整理

(1) 多様な地域活動創出の可能性

「1 市民意見の把握」で示した市民意見聴取の取組を通じて、町内会をはじめとした支所の地域振興等業務に関わりのある地域団体、地域活性化に向けたイベントを企画している方やスポーツ・文化・福祉・多文化共生に関する団体の方々、さらにこうした地域のための活動を今後行っていきたいと考えているの方々など、地域の様々な主体が、新施設や地域の多様なスペースを活用しながら、地域のための活動を創出していこうとする意欲や強みを有していることを確認できました。

また、市民主体の新たなチャレンジを生み出していこうとする地域の方々の思いが活動という形で実現するためには、その方々の意欲や強みに加え、行政の信頼度に基づくコーディネート力や事業者が有する知見・ノウハウなどを活かして後押ししていくことが重要・有効であることをあらためて確認しました。

(2) 支所のコンセプト及び視点を新施設全体に拡大・継承

「1 市民意見の把握」で示した市民意見聴取は、実施方針策定に向けた取組も含め、令和2(2020)年度以降、継続的に行ってきたものです。こうした市民意見等を踏まえ、実施方針では、互いの違いを認め合い、立場を超えて触れ合い、新たな創発につながっていく「未知との出会いにオープンなまち」という市民同士の話し合いから生み出された地域の姿を念頭に置きながら取組を進めることを示しました。

また、特に「人と人とのつながり・触れ合いづくり」、「子ども・子育て」、「市民等の自主的な地域活動・活動の場」、「行政と市民等との協働」などに関する意見をいただいたことなどから、新しい支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としてのコンセプトと支所庁舎整備に向けた視点を整理しました。

実施方針策定以降、本計画の策定等に向けて多角的に行ってきた市民意見聴取等の取組では、支所のコンセプトや支所庁舎整備に向けた視点に合致する「コーディネート」、「地域人材の発見」、「地域活動のマッチング」、「若者が地域で活躍できる場づくり」、「子どもの居場所」、「さまざまなスペースを活用」、「事業者・行政・地域の意見交換」、「運営に子どもの意見を取り入れる」などに関する意見を伺うとともに、コンセプト等を具現化する市民主体の新しい活動が創出されました。

こうした市民の声に応えることや、地域課題の解決に資する市民主体の活動を創出していくためには、支所、こども文化センター、老人いこいの家各々の取組で対応していくよりも、地域で活動する様々な意欲のある主体と連携しながら、複合化する新施設全体の一体的な機能として対応していくことが効果的であると考えられます。今後も、市民参加の機会を創出しながら取組を進めていくことが重要であることから、実施方針で示した「支所の3つのコンセプト」及び「支所庁舎整備に向けた3つの視点」を新施設全体に拡大・継承し、新施設においてもこれらのコンセプト及び視点を踏まえて整備や運営の取組を進めていく必要があります。

（３）複合化に関する市民意見

市民意見聴取では、複合化に伴い、「様々な団体や多くの方々に施設利用機会を提供することへの期待の声」をいただいた一方で、こども文化センター利用者の独立性、老人いこいの家利用者の独立性を守りながら、ふれあって共存するような施設がよいなどの「現在の活動の継続を望む声」や、諸室の共用を進めることで、子どもや高齢者たちにとっての居心地の悪い施設とならないか心配しているなどの「異なる年齢層が同じ施設を利用することによる複合化に対する不安の声」もありました。新施設においては、こうした市民の多様な声に応え得る整備や運営の取組を進めていく必要があります。

第4章 新施設の基本方針と機能

1 新施設の整備・運営の検討にあたっての整理

新施設の整備・運営を検討するにあたり、第1章から第3章までに示したこれまでの取組の経過や施設の現状、市民意見等の内容を改めて整理しました。

(1) 整備・運営基本計画（第1章）

実施方針は、「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点」として支所が有効に機能するように、団体や地域で活動している皆様から様々な市民意見を把握するとともに、資産マネジメントを踏まえた検討を進め、令和3(2021)年5月に策定しました。

実施方針では、機能再編後の支所で取り扱う業務（地域振興等業務、地域防災機能の提供、相談業務、証明書発行、期日前投票所・統計調査業務）、支所庁舎の建替えに併せて複合化する施設（こども文化センター、老人いこいの家等）を示しました。

支所は、古くから地域住民の身近な行政サービスの拠点であり、引き続き住民の安全安心な暮らしを支えていくことはもちろん、地域の課題が複雑化・多様化する中で、地域の方々や活動団体など多様な主体が集い、交流し、連携しながら地域づくりを進めていく地域のシンボルとして、将来にわたって活用していくことが必要です。

(2) 複合化する各施設の現状や課題等（第2章）

支所には、市民活動団体等が会議・打合せ、資料作成のために利用できる市民活動コーナーを設置していますが、活動内容に対して現状の面積では狭い、印刷作業音が他のスペースに響く、開庁時間のみに利用が限定されているなど、使い勝手における課題があることから、新施設では、活動内容に対応した面積の確保や利用時間の拡充、他の活動に影響しないような印刷室を整備する必要があります。

また、現在の支所の相談室は面積が狭いため、子ども連れや多人数の相談への対応ができていません。現在、支所で受け付けている相談業務は、機能再編により基本的には川崎区役所へ一元化しますが、区役所へ出向くことが負担となる方々がいることも踏まえ、支所と区役所をつなぐオンライン相談や、相談者の抱える課題の状況に応じて対面での相談ができるようにしていくため、必要な設備を設置し、相談者数に応じて利用できるプライバシーを確保した相談室を設ける必要があります。

こども文化センターは、各センターで提供されているサービスの質や利用実態に差が生じていることから、地域ニーズやセンターの特性を踏まえ、より効果的・効率的に市民サービスの向上を図る必要があります。さらに、子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、子どもを取り巻く問題が複雑・多様化する中で、子どもの居場所の充実を図るとともに、多世代交流・地域交流などを通じた多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れ、「地域の大人と子どもたちとの顔の見える関係づくり」「地域社会全体で見守り、支えるしくみづくり」を推進していく必要があります。

老人いこいの家は、曜日や時間帯による利用状況の差や、開館時間外における施設の有効活用として夜間・休日等施設開放事業を実施していますが、利用率が高くないなどの状況があることから、高齢者をはじめとした地域住民に広く利用される施設とする必要があります。さらに、利用者自体の高

齡化が進んでいることから、比較的若い高齢者の新規利用者を確保・定着させていく必要があります。なお、これまでに大師老人いこいの家に設置されていた浴室は、利用状況や「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」の考え方を踏まえ、新施設には整備しないこととします（田島老人いこいの家の浴室はすでに廃止しています）。

それぞれの施設の利用者・利用団体は固定的であり、新施設において利用者相互の交流をきっかけとした新たな「市民創発」の活動を創出していくためには、利用者や地域の様々な活動団体にとって使いやすく魅力的なスペースを整備・運営をしていく必要があります。

支所、こども文化センター、老人いこいの家を複合化する新施設を「身近な活動の場」や「地域の居場所」としていくためには、新施設全体のルールや運営の検討と合わせて、地域の実情に即したより自由度の高い活用について検討を進めていく必要があります。また、食を通じたつながりづくりなど、地域の人や活動のつながりにより川崎区の地域課題解決に取り組む場として、新施設を有効に活用していく必要があります。

（３）市民意見の整理（第３章）

市民の声に応えることや、地域課題の解決に資する市民主体の活動を創出していくためには、支所、こども文化センター、老人いこいの家各々の取組で対応していくよりも、地域で活動する様々な意欲のある主体と連携しながら、複合化する新施設全体の一体的な機能として対応していくことが効果的であると考えられます。今後も、市民参加の機会を創出しながら取組を進めていくことが重要であることから、実施方針で示した「支所の３つのコンセプト」及び「支所庁舎整備に向けた３つの視点」を新施設全体に拡大・継承し、新施設においてもこれらのコンセプト及び視点を踏まえ、整備や運営の取組を進めていく必要があります。

複合化に伴い、様々な団体や多くの方々に施設利用機会を提供することへの期待の声をいただいた一方で、こども文化センター利用者の独立性、老人いこいの家利用者の独立性を守りながら、ふれあって共存するような施設がよいなどの、「現在の活動の継続を望む声」や、諸室の共用を進めることで、子どもや高齢者たちにとっての居心地の悪い施設とならないか心配しているなどの「異なる年齢層が同じ施設を利用することにより居場所としての居心地のよさが削がれてしまうのではないかな」などの複合化に対する不安の意見もあったことを踏まえ、施設内諸室の整備や施設運営にあたっては、現在行われているそれぞれの施設の目的・対象者等のための活動継続を担保する空間を設けつつ、特定の目的や対象者をもって他の目的等による利用を一律制限することなく、未利用時のシェアや時間帯を区切るなどにより、多くの方々に施設利用の機会を提供していきます。

2 新施設の基本方針

「1 新施設の整備・運営の検討にあたっての整理」を踏まえ、新施設の整備と運営のめざすべき方向性を「新施設の基本方針」として次の5つの柱に整理しました。

● 地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」

支所は住民組織等に対する支援業務を通じて、こども文化センター・老人いこいの家は子どもや高齢者の居場所として地域の方々の生活に密着した関わりを持ってきました。これからも利用者や、これまで関わりが少なかった地域の方々からも、今まで以上に地域の居場所として親しまれ、誰もが立ち寄りたくなるような愛着を持てる施設としていきます。

● 普段も、いざという時も頼りになる安全・安心な「暮らしの拠点」

支所では証明書発行、様々な相談への対応、選挙の期日前投票の実施などを行うとともに、社会福祉系団体を含めた地縁に基づく各種団体の支援を通じて住民組織支援、青少年健全育成、スポーツ推進、美化活動などの地域に密着した取組を進めていきます。また、地域に密着した取組を進めることで、平時から地域との顔の見える関係性を築き、避難所開設訓練の支援等を通じて地域防災力の向上を図ります。こうした取組に対応できる会議室、相談室、防災備蓄倉庫、セキュリティ設備等を備えた施設とするとともに、大規模災害時にも施設機能が維持できる災害に強い建物としていきます。

● 子どもが健やかに成長できる、誰もが元気でいられる「笑顔の拠点」

これまでこども文化センターは、子どもの健全育成や子育て中の親子の居場所として、老人いこいの家は、高齢者の健康増進、ふれあいの場として、利用者に親しまれるとともに、世代間交流の取組を進めていることから、それぞれの施設が担ってきた、子どもや高齢者が安心して活動できる場を提供しつつ、多世代交流の促進や相互の交流をきっかけとした新たな「市民創発」の活動の創出など、複合化の効果を最大限発揮できる施設を目指します。

● 交流や学びから、新たな価値が生まれる「つながりの拠点」

これまでの目的別施設を複合化することにより、多世代が集い、これまで以上に世代を超えた交流や学びの場が創出され、施設利用者個人やグループ、地縁組織、活動団体、施設職員等、この地域に関わる人のつながりが広がる施設を目指します。

● 世代を超えて承継される「地域で受け継がれる拠点」

50年先も地域の方々の安全・安心な暮らしを支え、笑顔やつながりをつくり、新たな価値が生まれる「身近な地域の拠点」としていくため、地域の方々に大切にされ、地域で受け継がれる施設を目指します。

3 新施設の機能

「2 新施設の基本方針」に基づき、新施設にもたせる機能を次のとおり設定しました。

(1) 支所行政機能

新施設では、地域振興業務を中心とした地域づくり、地域防災機能の提供など、地域に密着した取組を推進し、「共に支え合う地域づくりを推進する地域の身近な拠点」として地域のシンボルとなり将来に受け継がれるよう、機能再編のメリット及び施設の複合化のメリットを活かしながら、実施方針で設定した5つの支所行政機能を提供します。

【支所行政機能】

①地域振興等機能	● 暮らしやすい地域社会の構築に向けた住民組織等に関する事務（現在は支所で実施）と、社会福祉系団体等に関する事務（現在は地区健康福祉ステーションで実施）を一体的に行います。 ● 区民の参加・協働による地域課題対応事業の企画実施、こども文化センターや老人いこいの家等の施策と連携した取組推進などの行政の役割に加え、地区で暮らす市民や、地区で活動する様々な主体間の連携をコーディネートすることによりつながりを広げ、新施設内や地区での地域課題の解決につながる様々な活動が創出・活性化され、受け継がれるようにしていきます。
②地域防災機能	● 市民が安全・安心に暮らせるよう、自主防災組織訓練の支援、避難所運営会議や避難所開設訓練の支援等の地域防災業務を行い、地域防災力を含めた総合的な地域力の向上を図ります。 ● 大規模災害時においても、市民の情報収集の拠りどころとなるよう、広報機能を維持するとともに、来庁者等の緊急・一時的な避難に対応できるようにしていきます。
③相談機能	● 相談業務は基本的に川崎区役所に一元化しますが、相談者が暮らしの中で抱える課題状況に応じた支所での直接対面による相談、支所と区役所をつなぐオンライン相談、イベント等の開催にあわせた相談等を多様にきめ細かく実施するなど、市民の安心な暮らしを支えます。 ● オンラインを活かした窓口のあり方等を検討していきます。
④証明書発行	● 市民生活において利用頻度の高い、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・一部の市税関係証明書の発行業務を行います。
⑤期日前投票所・統計調査業務	● 選挙の期日前投票を実施します。 ● 統計調査（国勢調査等）に関する業務を実施します。

(2) 市民利用機能

新施設が、地域の身近な拠点として有効に利用され、地域のシンボルとなり将来に受け継がれるよう、次の2つの観点から新たに設定した6つの市民利用機能を、支所行政機能とも連携しながら提供していきます。

ア 一つの建物内に機能を複合化することを活かした市民利用機能の拡充

整備する諸室の共用化等により、新施設の利用者数の増加や、より多様な世代の利用を促進し、利用者同士の新たなつながり・交流により市民創発の活動が生み出される、地域に開かれた魅力的な施設とすることを目指します。

イ これまでの市民利用機能の継続・充実

市民が自発的、継続的に地域社会の課題解決等に貢献する活動を促進すること目的として支所に設置している市民活動コーナーの機能を継続します。

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（小型児童館）としてこども文化センターが実施している、遊びを通じた児童の健全育成や地域で子育てをする親子の居場所としての機能を継続します。

老人いこいの家が担っている地域の健康な高齢者のふれあいや、いきがいの場としての機能、加齢に伴い身体機能が低下している高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動や介護予防の拠点としての機能を継続します。

「ア 一つの建物内に機能を複合化することを活かした市民利用機能の拡充」で示した利用者同士の新たな交流や市民創発の活動を生み出すことを通じて、多様な主体による利用者ニーズを捉えた活動が創出されるなどの、これまでの市民利用機能の充実につながる効果の出現を目指します。

【市民利用機能】

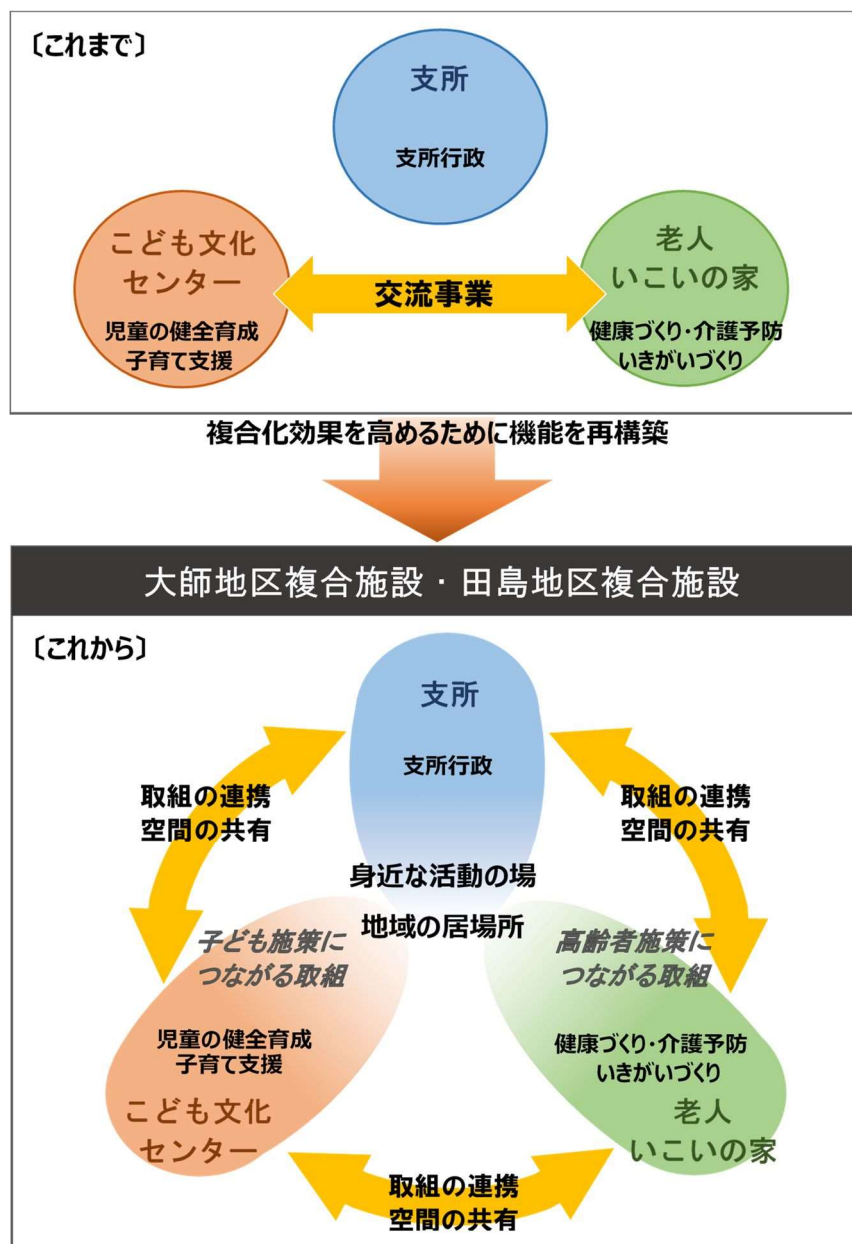
①身近な活動の場機能	● これまではそれぞれの施設で利用対象者の要件を設定し、提供してきた市民活動の場を、新施設では一体的な機能として改めて要件を設定するとともに、人や活動をつなげるためのコーディネートをすることにより、より多くの地域の方々に活用される「身近な活動の場」としていきます。
②地域の居場所機能	● 誰もが気軽に立ち寄れる「地域の居場所」を提供します。 ● これまで老人いこいの家・こども文化センターが担ってきた高齢者同士・子ども同士の交流や施設間交流だけでなく、世代にとらわれない交流を日常的に生み出せる「地域の居場所」としていきます。
③いきがいくづくり機能	● 支所の地域振興等業務や高齢者を対象とした本市の取組と、施設運営を担う事業者のノウハウを組み合わせることにより、新施設では、高齢者同士や高齢者と様々な世代とのつながりをつくるとともに、高齢者がそれぞれの状況に応じて、活動やサービスを受ける立場にも、提供する立場にもなれる取組を進めるなど、様々なニーズに応じたいきがいくづくり機能を提供し、高齢者が心身ともに元気でいきいきと生活できるようにしていきます。

④健康づくり・介護予防機能	●これまで老人いこいの家が担ってきた健康づくりや介護予防のための場を新施設で提供し、高齢者が心身ともに元気でいきいきと生活できるようにします。 ●行政・施設運営を担う事業者・健康づくりサポーターをはじめとした地域の方々が、それぞれの役割に応じた担い手となって連携し、新施設内だけではなく、地域全体の活動スペース等を活用しながら、健康づくりや介護予防等の取組をより効果的に実施していきます。
⑤児童の健全育成機能	●児童が安心して利用でき、楽しみながら自由に遊び・学び・くつろげる居場所を提供し、他者や多様な価値観との出会いやふれあい、様々な経験・体験を通じた児童の健全育成を図ります。 ●新施設を利用する多様な地域団体と児童との出会いの創出や、地域団体による児童の健全育成に資する取組の提供が可能となるよう、行政・施設運営を担う事業者・地域団体が連携しやすい体制をつくるほか、新施設を利用する子どもたちが成長し、次世代の子どもの育成に関わっていくなど、効果的に児童の健全育成機能を提供していきます。
⑥子育て支援機能	●子育て世代が安心して暮らせるよう、これまでこども文化センターを中心に行ってきた親子で遊べる場づくり、子育て中の親子の交流の場づくり、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援を継続して行うことにより、子どもの笑顔を守ります。 ●施設運営を担う事業者を中心としたこれまでの取組に加え、川崎区役所や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などをはじめとした地域の団体・人材が連携し、新施設内だけでなく、地域全体の活動スペース等を活用しながら子育て支援機能を提供していきます。

＜基本方針と機能の関係性＞

施設の基本方針	新たな施設の機能（第4章）										
	支所行政機能					市民利用機能					
	①地域振興等機能	②地域防災機能	③相談機能	④証明書発行	⑤期日前投票所・統計調査業務	①身近な活動の場機能	②地域の居場所機能	③いきがいづくり機能	④健康づくり・介護予防機能	⑤児童の健全育成機能	⑥子育て支援機能
「地域のシンボルとなる拠点」	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
「暮らしの拠点」	●	●	●	●	●						●
「笑顔の拠点」								●	●	●	●
「つながりの拠点」	●					●	●	●		●	●
「地域で受け継がれる拠点」	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

＜新施設のイメージ図＞



「これまで」は、支所では「支所行政」、こども文化センターでは「児童の健全育成」と「子育て支援」、老人いこいの家では「健康づくり・介護予防」と「いきがづくり」をそれぞれ行い、こども文化センターと老人いこいの家は交流事業を行ってきました。

複合化整備にあたり、複合化効果を高めるために機能を再構築し（「新施設の機能」として設定）、「これから」は、支所、こども文化センター、老人いこいの家が従来からもつ機能を満たすことはもちろん、同じ建物内で空間を共有し、新施設の「身近な活動の場機能」、「地域の居場所機能」を充実させる取組を連携して実施することにより、子ども施策や高齢者施策の拡充にもつながっていくことを示しています。

第5章 新施設の整備と運営の方向性

1 施設整備計画

(1) 機能ごとに必要となる空間と整備内容

第4章で設定した新施設の機能を効果的・効率的に発揮していくため、機能ごとに必要となる空間の整備内容を次のとおり整理しました。

整備にあたっては、機能を確保した上で、使いやすさを考慮しながら施設全体のコンパクト化を図ります。

また、必要な空間のうち、地域の居場所機能となる共用スペースと一体的に整備することにより機能の充実が図られる空間は、「まちのリビング」※として整備します。

※「まちのリビング」

誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに利用し、くつろげる共有空間として、市民同士・市民と職員の日常的な交流やイベントなど、地域活動や地域交流を促進するスペースとして、多目的に利用します。

【支所行政機能提供スペース】

支所行政機能を提供するスペースとして、次の空間を整備します。

機能※	必要な空間	整備内容
①地域振興等機能 ⑤期日前投票所 ・統計調査業務	会議室	● 住民組織や自主防災組織などの支所が事務局を担う各種団体等が実施する会議・イベント、川崎区役所各組織等が地域づくり等のために実施する会議・イベント、川崎区役所各組織等が実施する説明会・臨時窓口、期日前投票の実施会場等として使用します。 ● リモート会議やペーパーレス会議に対応できる会議室とし、これらに対応できる通信設備や備品を導入します。
②地域防災機能	防災備蓄倉庫	● 大規模災害時における「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一時的避難」等に対応する備蓄品を保管する倉庫を整備します。

③相談機能	相談室	●川崎区役所に一元化される大師地区・田島地区を担当する地区担当保健師等の多職種の専門職による面接を通じた個別支援等を行うため、子ども連れや多人数の相談にも対応し、相談者数に応じて同時に利用できるプライバシーに配慮した相談室を適切に設けます。 ●相談室には支所を訪れた市民と区役所職員をつなぐための内線電話環境やセキュリティ要件を満たしたオンライン会議用ツール等を活用したオンライン相談を行うために必要な無線 LAN 設備など、多様できめ細かな相談に対応できる環境を整備します。
④証明書発行	待合スペース★	●支所による証明書発行等の待合スペースとして使用します。 ●「まちのリビング」として共用スペース等と一体的に設置し、スペースの効率化を図ります。

※機能①～⑤は第4章「3 新施設の機能 (1)支所行政機能」に対応

★：まちのリビング

【市民利用機能提供スペース】

市民利用機能を提供するスペースとして、次の空間を整備します。

機能※	必要な空間	整備内容
①身近な活動の場機能 ④健康づくり・ 介護予防機能 ⑤児童の健全育成機能	動的活動スペース (運動等)	●バドミントン、ドッジボール、卓球、なわとび、ダンスなどに利用できるスペースを設けます。 ●利用者が思い切り体を動かせるよう、面積・天井高を現在より確保します。また、遮音対策等を検討します。 ※児童館の集会室としての役割をもちます。
①身近な活動の場機能 ③いきがづくり機能 ⑤児童の健全育成機能	動的活動スペース (音楽等)	●楽器演奏、歌唱、合唱、演芸発表会などに利用できるスペースを設けます。 ●スペースを広く利用できるよう、演台等は備品による対応を検討します。 ●他の利用者の活動に影響が出ないよう、遮音対策等を検討します。
①身近な活動の場機能 ③いきがづくり機能 ⑤児童の健全育成機能	静的活動スペース	●児童がトランプ、ボードゲーム、学習などに利用できるスペースを設けます。 ●生け花、書道、将棋、学習などの活動に利用できるスペースを設けます。 ※児童館の遊戯室としての役割をもちます。

⑥子育て支援機能	乳幼児室・授乳室	●乳幼児を連れた利用者が専用で利用できるスペースを設けます。 ●乳幼児が遊べる遊具の置き場を設けます。 ●様々な利用者が使いやすい授乳室を設けます。
①身近な活動の場機能	市民活動コーナー (作業室)	●様々な活動団体が、活動内容の周知等に用いるチラシなどの作成や印刷等をできる部屋を設けます。
①身近な活動の場機能	市民活動コーナー (打合せ等スペース)★	●「地域の新しいチャレンジを後押しする施設」として地域活動や地域交流が促進されるよう、様々な活動団体が集い、打合せや情報発信などに利用できる魅力的な空間を作ります。 ●多様な主体が交わり合い、市民創発につながるよう、「まちのリビング」として共用スペース等と一体的に設置し、スペースの効率化を図ります。
①身近な活動の場機能 ②地域の居場所機能	多目的活動・ 飲食スペース★	●「地域の新しいチャレンジを後押しする施設」として、地域活動や地域交流を促進するスペースとします。 ●子ども食堂などの活動にも利用できるよう、キッチンを設けます。 ●「まちのリビング」として共用スペース等と一体的に設置し、スペースの効率化を図ります。
②地域の居場所機能 ⑤児童の健全育成機能	図書スペース★	●利用者同士の図書の持ち寄りや図書を通じた世代間の交流ができるよう、スペースを充実します。 ●「まちのリビング」として共用スペース等と一体的に設置し、スペースの効率化を図ります。 ※児童館の図書室としての役割をもちます。
(支所行政機能 ④証明書発行)	(待合スペース★)	●支所行政機能提供スペースですが、共用スペース等を活用し、スペースを有効利用します。 ●行政資料・施設情報資料・地域情報資料等を配架・閲覧できるスペースを効果的に配置し、情報提供の充実を図ります。
②地域の居場所機能	共用スペース★	●「地域の居場所」として、廊下や屋上、屋外のスペースを効果的・効率的に配置します。

※機能①～⑥は第4章「3 新施設の機能 (2) 市民利用機能」に対応

★：まちのリビング

【施設運営等スペース】

支所行政機能提供スペース及び市民利用機能提供スペースの効果的・効率的な運営に向けて、支所職員と施設運営事業者が連携しやすいよう、次の空間を整備します。

機能	必要な空間	整備内容
(施設全体の運営)	執務室	●支所職員の執務室と運営事業者の執務室間のセキュリティを確保しながら、執務スペース、ロッカー、休憩室等を一体化します。 ●ワークスタイル変革の取組として、ユニバーサルレイアウトやコミュニケーションエリアの導入などを検討します。 ●川崎区役所に一元化される大師地区・田島地区を担当する地区担当保健師等の専門職や各福祉分野におけるケースワーカー等が、きめ細やかな個別支援等の取組を行う際の移動による時間のロスを抑制するため、川崎区役所職員等のサテライトオフィスとしての環境を整備します。
	倉庫	●行政文書を保管する「支所行政機能」の倉庫は、本市職員の管理の下、セキュリティを確保します。 ●「市民利用機能」の倉庫は、管理・運営が効率的に行えるように配置します。
	トイレ、階段、その他	●利用者が使いやすく、管理・運営が効率的に行えるように配置します。

(2) 必要空間と概算規模

「(1) 機能ごとに必要となる空間と整備内容」を踏まえ、空間の概算規模を次のとおり想定します。なお、各空間については、必ずしも部屋として設けるのではなく、活動内容に応じて規模等を変更できるシームレスな空間を検討し、多目的に使い、状況の変化にも柔軟に対応できる、長期に渡って使いやすい建物とします。

<複合化後の諸室と現在の施設>

次ページ参照

<新施設の規模と現在の施設の面積（延床面積）>（参考）

新施設の規模		現在の施設の面積	
大師地区複合施設	1,800～2,000 m ²	← 大師支所	2,588 m ²
		← 大師分室	996 m ²
		← 大師老人いこいの家	310 m ²
		← 大師こども文化センター	358 m ²
田島地区複合施設	1,800～2,000 m ²	← 田島支所	2,644 m ²
		← 田島老人いこいの家	334 m ²
		← 田島こども文化センター	324 m ²
合計	3,600～4,000 m ²	合計	7,554 m ²

※新施設の規模は概ねの目安であり、今後の詳細な検討で変動する可能性があります。

【複合化後の諸室】（大師地区複合施設・田島地区複合施設 共通）

必要空間		概算規模	整備内容
支所行政機能提供スペース	会議室	210㎡程度	支所が事務局を担う各種団体等が実施する会議や地域づくり等のために実施する会議、期日前投票の実施会場等として使用 ※36人程度×3室 計108人程度、1室にまとめて利用も可能
	防災備蓄倉庫	20㎡程度	来庁者等の緊急・一時的避難等に対応する備蓄品を保管
	相談室	50㎡程度	子ども連れ等に対応するため、室内にベビーベッドの設置やベビーカーを置まずに入室が可能な面積の確保が必要 相談者数に応じて同時に利用できるプライバシーを確保した部屋が必要 ※利用可能人数10人程度×1室、利用可能人数8人程度×1室、利用可能人数4人程度×3室
	待合スペース★	支所による証明書発行等の待合、「まちのリビング」として共用スペース等と一体的	
	小計	280㎡程度	

市民利用機能提供スペース	動的活動スペース（運動等）	180㎡程度	市民意見を踏まえ、バドミントン、卓球などに利用 面積・天井高を従来より確保するとともに、遮音性能を検討 ※バドミントンであれば1面、卓球であれば2面を確保 ※児童館の集会室としての役割をもつ
	動的活動スペース（音楽等）	90㎡程度	楽器演奏、歌唱、合唱、演芸発表会などに利用 演台は備品にして、必要時のみ設置し、設置しない時は平場の広さを確保 他の利用者の迷惑にならないよう遮音性能を検討 発表会時の収容可能人数40人程度（1m程度の離隔を確保した場合）
	静的活動スペース	60㎡程度	児童がトランプ、ボードゲーム、学習など、静的活動に利用 ※児童館の遊戯室としての役割をもつ 生け花、書道、将棋、学習など、静的活動に利用 ※2室（1室にまとめて利用も可能）
	乳幼児室・授乳室	80㎡程度	乳幼児連れが利用 ※地域子育て支援センターを実施している田島こども文化センターの面積を確保
	市民活動 コーナー（作業室）	15㎡程度	様々な活動団体が、活動内容の周知等に用いるチラシなどを印刷
	市民活動 コーナー（打合せ等スペース）★	215～295㎡程度	共用スペース等を活用し、スペースの効率化 様々な活動団体が打合せなどに利用
	多目的活動・飲食スペース★		共用スペース等を活用し、スペースの効率化 こども食堂、老人クラブ等の会食会、料理教室などに利用（キッチン等の設置） 学習、試験勉強、お茶飲み会など、調理を伴わない活動にも利用できるよう検討 ※子ども食堂を実施している区内事例を参考に面積を確保
	図書スペース★		共用スペース等を活用し、スペースの効率化 多世代の利用者へと拡大するため、スペースの充実 児童用の図書スペースについては、間仕切りで仕切るなどを検討 ※児童館の図書室としての役割をもつ
	（待合スペース★）		支所による証明書発行等の待合、共用スペース等を活用し、スペースの効率化 情報提供の充実に向けた行政資料、地域情報資料等の配架・閲覧スペースの配置
	共用スペース★	350～450㎡程度	「まちのリビング」として、廊下等の効果的・効率的な配置を計画 ※建物の形状や階数によって変動
	小計	990～1,170㎡程度	

施設運営等スペース	執務室	270㎡程度	支所職員の執務室と運営事業者の執務室間のセキュリティを確保しながら、執務スペース、ロッカー、休憩室等を一体化し、連携しやすい空間 川崎区役所職員等のサテライトオフィスとしての環境を整備
	倉庫	60㎡程度	支所行政機能の倉庫：本市職員が管理（セキュリティを設ける） 市民利用機能の倉庫：効果的・効率的な管理・運営を行えるような配置を計画
	支所 市民利用		
	トイレ・階段等	200～220㎡程度	効果的・効率的な管理・運営を行えるような配置を計画 ※建物の形状や階数によって変動
	小計	530～550㎡程度	※大師一般環境測定局については、施設運営等スペースを活用して設置

合計	1,800～2,000㎡程度	※概ねの目安であり、今後の詳細な検討で変動する可能性あり（最大2,000㎡程度）
----	----------------	--

★「まちのリビング」

【現在の諸室】（参考）

施設	諸室名	大師	田島	現状の利用状況や課題
支所	会議室	317㎡ 6室 144人	257㎡ 4室 120人	利用率等を踏まえ、面積の適正化を図る必要がある
—	—	—	—	備蓄倉庫はない
支所	相談室	49㎡ (7室)	56㎡ (6室)	専門職による面接を実施
支所	待合	—	—	面積を適正化する必要がある
小計		366㎡	313㎡	

こ文	集会室	105㎡	90㎡	身体を動かす活動（動的活動）に利用しているが狭い 天井が低く、活動が制限される ※児童館としての役割をもつ
いこい	大広間	91㎡	75㎡	会食・ダンス・楽器演奏等、動的活動に使用 演台は利用方法によって必要だが、利用定員が少なくなる
こ文	学習室・遊戯室	30㎡	—	児童がトランプ、ボードゲーム、学習などに利用 試験勉強等に中学生が利用
	遊戯室	—	40㎡	※児童館としての役割をもつ
いこい	和室(2室)	29㎡	—	生け花、書道、将棋等に高齢者が利用
	クラブ室等	—	34㎡	活動内容に応じた利用の仕方の可変性などを考慮する必要がある
	浴室等	30㎡	51㎡※	IRAPを踏まえ、新施設に浴室は設置しない ※田島はフリースペースに改修済み
こ文	乳幼児室	45㎡	—	乳幼児を連れた利用者向けのイベントを開催
	地域ふれあい室	—	60㎡	個室の授乳室はない
支所	市民活動コーナー	22㎡	24㎡	使い勝手に課題があり利用率が低い 印刷作業等の作業音の課題がある
こ文	飲食スペース	35㎡	35㎡	共用部の一部を利用
いこい	厨房	28㎡	13㎡	会食会向けの調理場 単独設置のため料理教室等に不向き
こ文	図書室	30㎡	—	図書の閲覧や学習などに利用 試験勉強等に中学生が利用
	学習室・図書室	—	30㎡	※児童館としての役割をもつ
支所	待合	60㎡	70㎡	面積の適正化の課題がある
支所	共用スペース	560㎡	699㎡	面積の適正化の課題がある
こ文・いこい	共用スペース	87㎡	53㎡	
小計		1,152㎡	1,274㎡	

支所	執務室	1,214 m ²	1,032 m ²	様々な状況変化により床面積に余裕 職員ロッカー・休憩室含む 施設規模に対して狭い
こ文		20 m ²	30 m ²	
いこい		11 m ²	16 m ²	
支所	書庫・倉庫	146 m ²	141 m ²	様々な状況変化により床面積に余裕 施設規模に対して狭い
こ文	倉庫	2 m ²	4 m ²	
いこい		10 m ²	10 m ²	
支所	トイレ・階段等	220 m ²	365 m ²	—
こ文・いこい		115 m ²	116 m ²	
小計		1,738 m ²	1,714 m ²	

合計	3,256㎡	3,301㎡
----	--------	--------

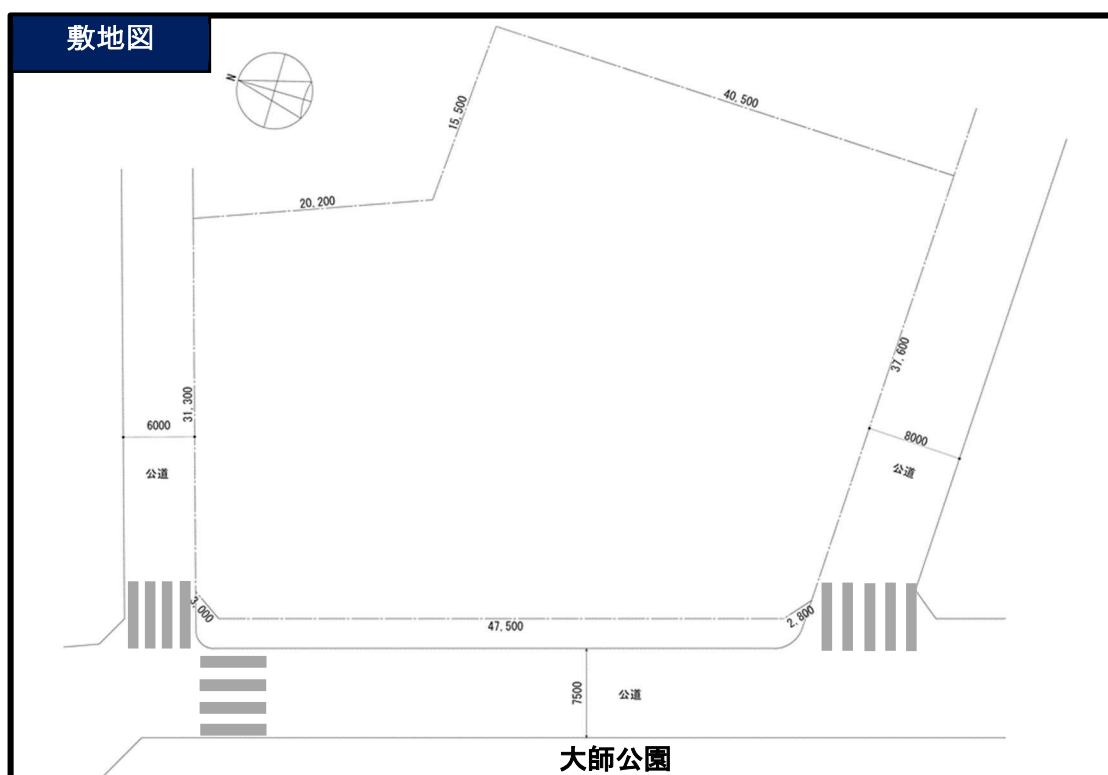
※こ文：こども文化センター、いこい：老人いこいの家

(3) 整備に関する配慮事項等

ア 土地利用計画

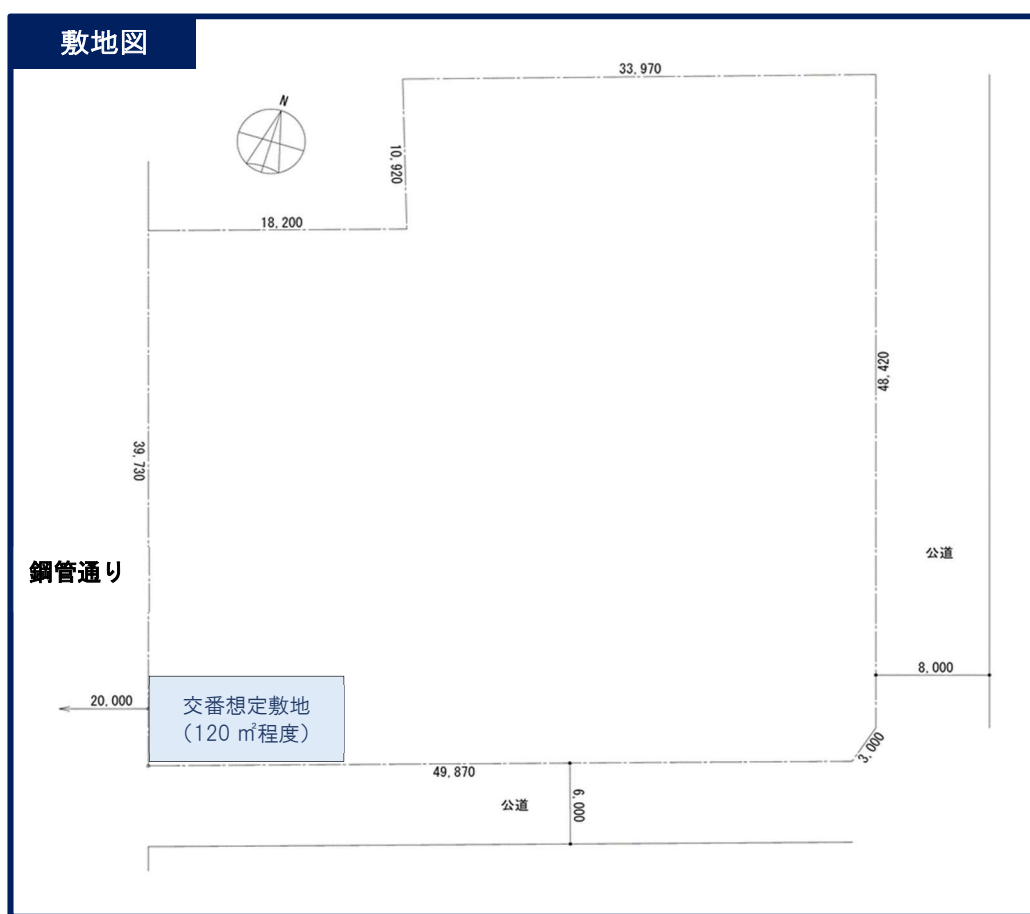
【大師地区複合施設】

- 道路を挟んで西側に大師公園が位置することから、双方の利用者の利便性を考慮し、大師公園からアプローチしやすい土地利用を検討します。
- 新施設を利用する児童等をはじめとした利用者が大師公園との行き来する際における安全を確保するため、横断歩道の利用を促す土地利用を検討します。
- 用途地域は第二種住居地域に指定されているため、周辺住環境に配慮した土地利用とします。
- 大師公園との空間的な連続性を活かすとともに、建物の配置や駐車場及びその出入口については周辺住宅への影響を考慮するなど、周辺環境と調和した土地利用とします。



【田島地区複合施設】

- 敷地に面している鋼管通りからのアプローチがしやすい土地利用を検討します。
- 用途地域は近隣商業地域と第二種住居地域にまたがって指定されているため、周辺住環境に配慮した土地利用とします。
- 交通量が多い鋼管通りに面していることから、駐車場及びその出入口については、交通への影響を考慮するとともに、建物の配置等については周辺住宅への影響を考慮するなど、周辺環境と調和した土地利用とします。
- 現在の田島支所の一部貸し付けにより運用されている鋼管通交番は、今後、田島地区複合施設の整備とは別に、神奈川県が敷地の一部に交番を整備していくことを想定しています。交番の開所時期等については、引き続き神奈川県と調整を進めます。



イ 屋外計画

(ア) 駐車場

- 現在の駐車場利用状況や施設利用者の利便性等を考慮した上で、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、7台程度（うち1台は車いす使用者用）を設置します。
- 公用車の駐車場は、新施設にそれぞれ2台設置します。
- 施設利用者や道路通行人の安全性に十分配慮した動線計画とします。
- 駐車場の適正利用（有料化）について検討します。
- 支所閉庁日等の有効活用を検討します（イベント等の実施等）。

<駐車台数の考え方>

- 現在の駐車台数

施設名	来訪者用		公用車	
	大師	田島	大師	田島
支所	7台	13台	5台	5台
老人いこいの家	0台	0台	0台	0台
こども文化センター				

- 大師支所・田島支所駐車場利用状況調査に基づく必要台数の設定

支所業務の窓口混雑期に合わせて、令和3(2021)年3月度・4月度に実施した支所駐車場利用状況調査をしたところ、調査した44日間（午前10時及び午後3時）において、大師支所では、午前10時に満車になることが3回、午後3時に満車になることはなく、平均駐車台数3.3台、田島支所では、午前10時・午後3時ともに満車になることはなく、平均駐車台数は5.7台という結果でした。

調査結果を踏まえ、新施設の機能拡充による施設利用者数の増、利用者層（車で来館する子連れ、障害者等）の拡大、機能再編による利用者の減、駐車場の適正利用（有料化）による車で来館する利用者の減などの要素を勘案し、必要台数を7台程度としました。

(イ) 駐輪場

- 「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」に基づく台数を敷地内に確保します（「利用者の利用に供する部分」15㎡につき1台）。
- 施設利用者や車両出入口の通行者の安全に十分配慮した動線計画とします。

(ウ) 外構・屋上

- 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化面積率を確保します（公共建築物は、建築敷地面積の10%以上）。
- 「川崎市景観計画」を踏まえ、「周辺景観との調和に十分に配慮した魅力的なデザイン」を目指します。

- たくさんの市民が憩う地域の居場所として、ベンチの設置など自然な語らいが生まれるしつらえを検討します。
- 平常時における建物との一体利用や、災害時における柔軟かつ緊急避難的な利用が可能な空間となるように計画します。
- 施設利用者が迷わず施設内に入れるよう、分かりやすい案内サインを設置します。
- 境界部分に植栽を設けるなど、隣接地に配慮した計画とします。
- 建物の屋上の活用を検討します。

ウ 構造計画

(ア) 構造形式

採用する構造方式は、長寿命化、支所の組織改編、施設利用状況の変化などに対応可能な構造体を採用します。木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造が考えられますが、工期、経済性、可変性、維持管理コスト等を考慮して検討します。なお、目標耐用年数は、「資産マネジメント第3期実施方針（令和4（2022）年3月）」に基づき60年以上とします。

(イ) 階数

施設計画（概算規模）を踏まえ、周辺の住環境に配慮し、2～3階とします。

(ウ) 耐震形式

採用する耐震形式は、耐震性能に優れた形式を採用します。耐震構造、制震構造、免震構造が考えられますが、工期、経済性、可変性、維持管理コスト等を考慮して検討します。

エ 防災計画

大地震、暴風及び津波に対して、官公施設の所要の安全性を確保するため、「建築構造設計基準」（令和2（2020）年7月 川崎市まちづくり局施設整備部）により、耐震、耐風及び対津波に関し、求める性能に応じて適切に計画することとされており、支所は「災害対策の指揮及び情報伝達等のための施設」、こども文化センター及び老人いこいの家は「多くの者が利用する施設」に分類され、性能の目標や水準が定められています。また、本市の地域防災計画において、老人いこいの家及びこども文化センターは、住民が容易に避難できるような地域の実情に応じて、緊急性や危険度から判断の上、避難所を補完するものとして一時使用する避難所補完施設に位置付けられていることも踏まえ、新施設では、より高い性能が求められる支所の施設分類を採用し、安全性能を確保します。

また、新施設は「身近な地域の拠点」であることから、災害時に周辺住民が情報や飲物等を求めて集まってくることや、市民活動による互助・共助の活動拠点となることが想定されます。新施設が海や河川に近い立地であることを踏まえ、浸水や停電など様々な危機事象に対して効果的にその機能が発揮できるよう、防災・危機管理活動に必要な設備や備蓄計画等を検討し、いざという時にも、地域住民の安全・安心な暮らしの拠点として、施設機能が維持できる災害に強い建物とします。

(ア) 耐震安全性

構造体：Ⅱ類	「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。」（重要度係数 1.25）
建築部非構造部材：A類	「大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。」
建築設備：甲種	「大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。」

(イ) 耐風に関する性能

性能の水準	「稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。」
風力に対する安全性の確保	「建築基準法施行令第 87 条に規定される風圧力の 1.15 倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。」
風による振動に対する安全性の確保	「風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。」

(ウ) 耐津波に関する性能

「最大クラスの津波に対して建築物全体の耐力が著しく低下しないことが確保されている。」
--

(エ) 浸水対策

新施設の整備位置における水害時の浸水深等を踏まえるとともに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」（令和 2（2020）年 6 月 国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省保安グループ電力安全課）に基づき、浸水対策を計画します。

● 浸水リスクの低い場所へ電気・機械設備を設置します。 ● 建築物の出入口、からぼりや換気口等の開口部に浸水対策を講じます。

<水害時の浸水深等想定>（参考）

	津波 (最大浸水深)	洪水（多摩川水系）		洪水（鶴見川水系）		高潮 (最大浸水深)	内水氾濫 (最大浸水深)
		(最大浸水深)	(浸水継続時間)	(最大浸水深)	(浸水継続時間)		
大師	浸水区域外	3 m	3 日間未満	0.5m	なし	3 m	10～20 cm
田島	2 m	3 m	4 週間未満	3 m	24 時間未満	5 m	20～50 cm

※参照資料

津波・洪水：川崎市洪水ハザードマップ（川崎区版）

高潮：高潮浸水想定区域図（神奈川県作成）

内水氾濫：川崎市内水ハザードマップ（川崎区版）

（オ）停電対策

大規模災害時においても「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一時的な避難」等を満たせるよう、防火・防災設備、イントラネットシステム等の情報システム、防災行政無線、災害対応の従事に必要な照明設備など、必要な電力供給範囲への 72 時間の電力供給が可能な非常用発電設備等を整備します。

（カ）備蓄

川崎区役所と支所の職員における災害時の対応行動の手順等を検討の上、「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一時的な避難」に必要な飲料水、簡易食料、携帯トイレ等の備蓄を行います。

オ 環境配慮計画

脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」を踏まえて改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（令和 4（2022）年 3 月）において、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の個別目標を「平成 25（2013）年度比 50%削減（市公共施設全体）」、市域の再生可能エネルギー導入目標を「33 万 kw 以上導入」と設定しています。新施設においては、この計画に基づき、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入やエネルギー使用量の低減、CO₂ 削減効果の高い設備機器の選定、照明の LED 化、建物への緑化技術の適用等を検討し、未来の子どもたちにも誇れるような環境負荷を低減する建物とし、エネルギーの「見える化」などにも取り組みます。

また、「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」に基づき、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図るなど、健康で温かみのある快適な空間を整備します。

カ ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者をはじめ、誰もが快適に施設を円滑に利用できるよう、「川崎市福祉のまちづくり条例」の整備基準を遵守するとともに、「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」における「望ましい水準」を可能な限り満たす施設とします。

<箇所別の整備方針>

移動空間	● 出入口、階段などは十分な空間を確保するとともに、手すり等を設置し、施設内を円滑に移動できるように整備を行います。 ● 上下階のスムーズな移動に配慮し、エレベータを適切な位置に配置します。
------	---

トイレ	● 車いすが回転できる十分な広さをもち、必要な設備（手すり、大型ベッド等）を設置するなど、障害を持つ方が使いやすい男女共用トイレを設置します。 ● 男性用、女性用トイレには、ベビーチェアやおむつ交換台、オストメイト用設備を設置します。 ● 主な利用対象者が明確に分かるようにピクトグラムで表示します。
諸室	● 出入口に扉を設ける場合には、できる限り引き戸とし、小さい力での可動や、小さな子どもの指挟みの危険に配慮します。 ● 室内には必要に応じて手すりを設けますが、できる限り凹凸のない空間とします。
窓口・受付	● 窓口・受付等担当職員から来訪者が十分に視認できる窓口の高さ・デザインとします。 ● 車椅子使用者の目線の高さが約110cmであることに配慮し、窓口・受付サインは見やすい高さ・デザインとします。
サイン	● 施設利用者が迷わず施設を利用できるよう、見やすく、分かりやすい文字の色彩・大きさ、表示方法による多言語案内表示を適切に設置します。 ● 視覚障害者が利用しやすいよう、適切に誘導ブロックや点字プレートなどを設置します。
授乳室	● ベビーカーが円滑に利用できる動線とします。 ● 利便性が高く使いやすい設備等を整備します。 ● 性別に関わらず、乳幼児連れの方が安心して使えるように整備します。 （例：授乳スペースのプライバシーの確保、室内の設置設備や利用ルール（女性のみが利用可能なスペース等）の分かりやすい表示など）
屋外	● 利用者が安全に敷地内へアクセスできるよう、できる限り自動車、自転車、歩行者が交錯しない動線とします。 ● 敷地内については、スロープを設けるなど極力段差をなくし、誰もが安全に移動できるよう再整備を行います。 ● 車いす使用者用の駐車場は、建物の出入り口付近に確保するとともに、入口までの動線はバリアフリーとします。

キ 情報環境整備計画

「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン」（令和4（2022）年3月策定）に基づき、支所と区役所をつなぐオンライン相談をはじめとする窓口のデジタル化や、市職員が支所をサテライトオフィスとして利用する等のワークスタイル変革に対応する ICT 環境の整備を進めるとともに、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての市民利用機能を充実させるための Wi-Fi 等の共用設備の導入など、必要な情報環境を整備します。

2 施設運営計画

新施設の基本方針の実現に向けては、ハード面の検討と合わせて、市民利用機能として提供するサービス・コンテンツの内容とその効果的・効果的な提供手法などのソフト面についての検討が必要です。引き続き、市民説明会や新施設の利用等を想定した市民による活動の試行の機会を捉えて市民意見を聴取し、本市の関連施策と連携・整合を図りながら、第6章及び第7章に示す新施設の整備に関する公募資料（要求水準書等）の作成や運営事業者の選定等の過程において、次の方向性のとおり検討を進めていきます。

（1）効果的・効率的な施設運営の考え方

ア 指定管理業務

現在、支所については庁舎として本市が、こども文化センターと老人いこいの家については公の施設として指定管理者制度によりそれぞれの指定管理者が維持管理・運営を行っていますが、新施設の市民利用機能提供スペースについては、事業者の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮されるよう1者の指定管理者が一体的に運営します。

イ 市と指定管理者の連携

これまで支所や地区健康福祉ステーションが、住民組織振興、地域振興、福祉活動の促進などを図るために事務局としての機能を担っている団体、こども文化センターが対象としている児童、老人いこいの家が対象としている高齢者に加えて、新施設では「身近な活動の場」や「地域の居場所」として幅広い利用者層に多く利用していただくことを目指していきます。

このため、各複合施設の設置目的や利用対象を踏まえた運営と、利用者同士の交流促進、地域に開かれた施設としての運営の両立を図りながら、複合化による相乗効果を発揮するよう、新施設で支所行政機能を担う本市の職員と市民利用機能を担う指定管理者の職員が連携した取組を進めるとともに、地域課題に対しては、広く本市の職員が効果的に関わりながら、地域特性を踏まえたサービスの提供を目指します。

ウ 機能ごとに必要となる空間の運営の方向性

機能ごとに必要となる空間の運営の方向性を次のとおり整理しました。なお、本計画策定以降も継続して行う市民参加の取組や事業者との対話などを踏まえ、新施設の整備に関する要求水準書検討段階及び指定管理者選定段階の検討を通じてより具体化していくとともに、地域の方々に整備のプロセスに参加してもらい、愛着の持てる「身近な地域の拠点」としていきます。

【支所行政機能提供スペース】

支所による運営を基本としますが、指定管理者と連携して空間を有効に活用しながら、効果的・効率的な運営を行います。

機能※	必要な空間	方向性
①地域振興等機能 ⑤期日前投票所・統計調査業務	会議室	● 支所行政機能のため公用としますが、閉庁日や閉庁時間帯をはじめ、開庁時間帯においても、行政として利用しない時間帯などに、指定管理者による事業での利用や、市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるようにするなど、より有効に活用していきます。
②地域防災機能	防災備蓄倉庫	● 平時における備蓄品等の管理は支所職員が行いますが、発災時等の非常時には、市民及び指定管理者が主体的に活用できる運用とします。
③相談機能	相談室	● 大師地区・田島地区を担当する地区担当保健師等の専門職による面接を通じた個別支援や支所を訪れた市民と区役所職員をつなぐオンライン相談等を行います。
④証明書発行	待合スペース★	● 「まちのリビング」として、待合スペースにとどまらない運営を行います。 ● 行政資料・施設情報資料・地域情報資料等を配架・閲覧できるスペースを効果的に配置し、情報提供の充実を図ります。

※機能①～⑤は第4章「3 新施設の機能 (1) 支所行政機能」に対応

★：まちのリビング

【市民利用機能提供スペース】

施設利用者の年齢層や利用ニーズは曜日や時間帯により異なります。限られた空間でそれぞれの市民利用機能をより多くの市民に確実かつ効果的に提供するため、指定管理者が柔軟な創意工夫やノウハウを発揮し、利用者の動向等や次の方向性を踏まえた各空間の利用ルールの設定や、各空間において事業の実施を行うことにより、利用者が増加し、交流が生まれ、市民創発につながるような運営を目指します。

機能※	必要な空間	方向性
①身近な活動の場機能 ④健康づくり・介護予防機能 ⑤児童の健全育成機能	動的活動スペース (運動等)	● 児童館の集会室としての役割をもつため、児童の利用動向に応じた専用利用時間帯を設けます。

①身近な活動の場機能 ③いきがづくり機能 ⑤児童の健全育成機能	動的活動スペース (音楽等)	●児童の活動や高齢者の講座等に利用できるよう、児童や高齢者団体の優先予約などについて配慮します。
①身近な活動の場機能 ③いきがづくり機能 ⑤児童の健全育成機能	静的活動スペース	●児童館の遊戯室としての役割をもつため、児童の利用動向に応じた専用利用時間帯を設けます。 ●高齢者の講座等に利用できるよう、高齢者団体の優先予約などについて配慮します。
⑥子育て支援機能	乳幼児室 ・授乳室	●乳幼児を連れた利用者の利用動向に応じた専用利用に配慮します。 ●指定管理者等が実施する子育て支援サービス提供に加え、「地域子ども・子育て活動支援助成事業※」を実施する団体等への活動場所の提供など、地域団体・地域の方々が、子どもや子育て家庭を支える活動のために利用できるよう配慮します。
①身近な活動の場機能	市民活動コーナー (作業室)	●地域の様々な活動団体が利用できるよう配慮し、ルールを設定します。
①身近な活動の場機能	市民活動コーナー (打合せ等スペース) ★	●「まちのリビング」の中に設置し、地域の様々な活動団体同士や施設利用者との交流を図れるようにします。
①身近な活動の場機能 ②地域の居場所機能	多目的活動 ・飲食スペース★	●「まちのリビング」として、誰もが気軽に立ち寄れる空間として運営します。 ●キッチン等の備品の利用については、予約制にするなどの利用ルールを定めます。
①地域の居場所機能 ⑤児童の健全育成機能	図書スペース★	●「まちのリビング」として、誰もが気軽に立ち寄れる空間として運営します。 ●児童館の図書室としての役割をもつため、児童の利用動向に応じて間仕切りを設置するなど、専用利用エリアを設けます。
(④証明書発行)	(待合スペース★)	●支所行政機能提供スペースですが、「まちのリビング」として、誰もが気軽に立ち寄れる空間として運営します。
②地域の居場所機能	共用スペース★	●「まちのリビング」として、誰もが気軽に立ち寄れる空間として運営します。

※機能①～⑥は第4章「3 新施設の機能 (2) 市民利用機能」に対応

★：まちのリビング

※地域子ども・子育て活動支援助成事業

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことができるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的として実施している本市の事業です。活動頻度等に応じて補助金を交付しています。

＜令和3（2021）年度の補助金交付団体（活動場所が川崎区内のもの）＞（参考）

団体名	主な活動内容
社会福祉法人 聖風福祉会	たじま家庭支援センターにて、子ども食堂及び学習支援を実施
桜本子ども食堂 運営委員会	未就学児、小学生とその保護者等を対象に、桜本保育園にて子ども食堂を実施
いきがい工房さらら	朝や放課後等における子どもの見守り及び学習支援を実施するほか、定期的に子ども食堂を実施

【施設運営等スペース】

新施設を効果的・効率的に運営できるよう、次の方向性のもと運営を行います。

機能	必要な空間	方向性
（施設全体の運営）	執務室	●本市の職員や指定管理者の職員の執務室を一体化し、支所職員及び指定管理者の連携による施設運営及び地域コーディネート等を行います。
	倉庫	●支所行政機能用の倉庫は、個人情報等を含む書類を取り扱うことから、支所職員が管理します。 ●市民利用機能用の倉庫は、様々な活動に利用できる備品等を指定管理者が管理します。
	トイレ、階段、その他	●共用部として、日常的な管理・運営は指定管理者が行います。

（２）開庁・開館時間

新施設の各機能の運営日時は次のとおりとし、支所行政機能に関わる業務を行わない時間帯も市民利用機能は運営します。

機能	開庁・開館時間	閉庁日・閉館日
支所行政機能	8:30～17:00	土日・祝日・年末年始
市民利用機能	9:00～21:00	年末年始

（３）わくわくプラザ事業

「わくわくプラザ事業」は、現在、小学校施設を活用し、全ての就学児童を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供し、地域住民の参画を得て、学習や体験・交流活動を行う事業です。こども文化センターと一体的に運営し、学校等との連携・情報共有を図ることにより、事業の充実や児童の見守りの強化に努めています。

複合化後の新施設の運営についても、わくわくプラザ事業を一体的に運営することが効果的と考えられることから、大師地区複合施設では、大師小学校わくわくプラザ（川崎区東門前２－６－１）及び四谷小学校わくわくプラザ（川崎区四谷下町４－１）、田島地区複合施設では、渡田小学校わくわくプラザ（川崎区田島町１４－１）を一体的に運営していきます。

（４）新施設に関する条例の検討

こども文化センターは「川崎市こども文化センター条例」、老人いこいの家は「川崎市老人いこいの家条例」と、それぞれ設置の根拠となる条例があり、対象者や事業内容が異なりますが、新施設は、支所行政機能を含めた複合施設として市と指定管理者が連携し、運営を行っていくこととしています。

そのため、多世代が集う「まちのリビング」の運営や、地域のつながりづくり等の事業の実施など、新施設で提供するサービスの内容や市と指定管理者の業務分担等について整理を行った上で、効果的・効率的な施設運営ができるよう、条例のあり方を検討します。

第6章 施設整備等の進め方

1 事業手法等の検討

一般的な施設の整備手法としては、これまで公共事業で多く行われてきた手法である「従来方式」（設計、建設、維持管理・運営を分離して発注）の他、「BT方式」（設計と建設を一括して事業発注）、「BT0方式」（設計・建設・維持管理・運営を一括して事業発注）などが考えられます。

今回の新施設の整備事業は、①現在の支所庁舎の敷地で建替えを行う、②同時期に大師地区・田島地区での施設整備を行う、③運営の視点を設計に反映させることが望ましい、などの特性があります。

そのため、民間事業者ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、効果的・効率的なサービスの提供とそのサービスの実現につなげていけるよう、「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」に基づく検討を進めました。検討にあたっては、民間事業者から聴取したアイデアや意見を踏まえ、想定し得る事業手法について、事業効果やコスト削減効果、民間事業者の参画のしやすさ等の点で比較し、事業手法の検討を行いました。

<民間事業者との意見交換・対話の取組>

実施時期	内容	概要	参加者数
令和2(2021)年8月	PPP プラットフォーム 意見交換会	建替え後の大師支所・田島支所 における地域活性化に向けた取 組等に関する民間事業者との意 見交換	16 者
令和3(2021)年7月	PPP プラットフォーム 意見交換会	新施設の設計、整備、管理運営へ の民間事業者参画可能性等に関 する民間事業者との意見交換	13 者
令和3(2021)年11月 ～令和4(2022)年1月	新大師支所・新田島支 所複合施設整備等事業 に関するサウンディング 調査	新施設整備等の事業手法や業務 範囲、事業期間、事業費、運営業 務、民間収益事業の可能性等に関 する民間事業との対話	10 者

2 事業手法等の決定

「1 事業手法等の検討」において、大師地区複合施設・田島地区複合施設における整備・運営の各業務の発注方式等について検討した結果をまとめ、民間活用調整委員会において事業手法等を決定しました。

(1) 整備・運営の各業務の発注方法等

ア 設計・建設業務

民間活力の導入により設計から建設までを一括で実施することで、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を活用でき、施設の高品質化、コストダウン、事業のスピード化などが図られることが見込まれるため、設計、建設を分離して行う「従来方式」ではなく、設計・建設の一括発注とします。

イ 維持管理業務

維持管理業務を設計・建設と同一の事業者が一貫して行うことで、民間事業者が有するノウハウにより維持管理を見据えた整備が可能となります。また、維持管理業務期間を、施設や設備の耐用年数等を考慮した期間（建物の大規模修繕を見据え 15 年間程度）とすることで、経年劣化を視野に入れた維持管理が可能となり、民間事業者から、事業期間中に大規模修繕に向けた提案を得られるなど、良質なサービスの継続的提供に資すると考えられます。

このため、本事業においては、維持管理業務（15 年間程度）を一括発注の範囲に含めることとします。

ウ 運営業務

施設運営上の視点を設計に反映させるためには、運営業務まで一括発注の範囲に含めることが考えられます。しかし、サウンディング調査において、施設整備業務に携わる事業者からは、運営業務のリスクまで一体的に負うことは困難、運営業務に携わる事業者からは、施設特性上運営業務を一括発注の範囲に含めてもコスト削減は見込めないなどの意見があったことも踏まえ、施設の品質や運営業務の質確保、施設整備事業者・運営事業者双方の参画機会確保の観点から、運営業務は一括発注の範囲には含めないこととします。

一括発注の範囲に含めない運営業務のうち、支所行政機能の運営については本市が担うこととし、市民利用機能の運営については指定管理業務とします。

今後は、施設整備・維持管理に関する公募資料作成段階において、市民意見やサウンディング調査等による運営事業者の知見等を施設整備・維持管理に関する要求水準書に反映していきます。また、施設整備に関する契約締結直後に運営を担う指定管理者を募集・選定することで各事業者が連携し、詳細設計の検討に運営事業者の意見を反映できるようにします。

市民利用機能の運営に関する指定管理期間については、利用状況等に応じた仕様の変更や指定管理料の見直しを適切に行うため、5 年間程度とします。

エ 現支所庁舎解体業務

解体工事は不確定要素が多いことから、現支所庁舎の解体工事が完了して（完了の目処が立って）から施設整備事業者を募集した場合には、令和9（2027）年度を予定している 新施設の供用開始時期に支障をきたす可能性が生じます。

また、新施設設計と現支所庁舎の解体設計を同時に進めることにより、通常は廃棄物となる既存杭等の埋設物を新施設に活用できる可能性があるため、脱炭素化の視点も踏まえ、現支所庁舎解体業務を一括発注の範囲に含めることとします。

オ 大師地区複合施設・田島地区複合施設の発注方式

サウンディング調査において、新施設2棟の整備を1事業者が行った場合の効果について確認したところ、敷地が近接していないことから現場作業員確保に関する効率化は見込めず、また、施設規模から資材等調達に関するコストメリットがそれほど期待できないとの事業者意見がありました。また、2棟をそれぞれ別の事業者が発注することにより、市内事業者等の参画機会の均等化に資することから、大師地区複合施設、田島地区複合施設の整備等に関する発注は個別に行うこととします。

カ 付帯事業（民間収益事業）

本事業において付帯事業（民間収益事業）の実施を必須とした場合、新施設の立地や規模、事業スケジュールの面から、参加事業者が少なくなってしまう可能性が高いことから、付帯事業（民間収益事業）は事業範囲に含めないこととし、新施設内に整備する「まちのリビング」や市民利用機能の各室において運営事業者の自主事業の実施等を検討することとします。

（2）採用する事業手法

新施設整備等の一括発注の範囲には、現支所庁舎の解体、新施設の設計・建設・維持管理を含めることとするため、事業手法としては、「DBM+0方式」※¹と「BTM+0方式」※²が想定されますが、関係局区が多く、発注準備や整備中の事業者調整が重要となる本事業の特性を踏まえると事業局での発注が効果的・効率的であることから、「BTM+0方式」を採用することとします。

＜新施設の整備・運営等に関する事業手法のまとめ＞

事業者等	業務内容		事業期間
「BTM」事業者	施設整備業務	● 現支所庁舎解体 ● 新施設設計、建設、什器備品設置等	2年9か月間程度
	維持管理業務（委託）	● 建築物、外構の維持管理・修繕業務 ● 建築設備維持管理・修繕業務 ● 各種設備定期点検業務 ● 清掃、廃棄物処理 等 ※軽易な修繕を除く修繕及び市管理区域の修繕は本市が実施	建物引き渡しから15年間程度
「O」事業者	開設準備等業務（委託）	● 設計調整、備品選定、開設準備等業務	運営開始までの2年間程度
	運営業務	● 支所行政機能以外の施設運営業務 わくわくプラザの運営業務（維持管理含む）（大師地区複合施設：大師小・四谷小 わくわくプラザ、田島地区複合施設：渡田小わくわくプラザ）	運営開始から5年間程度
川崎市	維持管理業務 運営業務	● 軽易な修繕を除く修繕及び市管理区域の修繕 ● 支所行政機能の運営業務	—

※1 DBM+O方式（Design-Build-Maintenance+Operationの略）

「DBM」は、市と民間事業者が、施設整備に関する請負契約を締結し、民間事業者が新施設を整備（現支所庁舎解体、設計、建設）し、施設完成後に民間事業者は、市と施設の維持管理に関する委託契約を締結し、施設の維持管理を行う方式。

「O」は、市が担う機能以外の施設運営について、市が施設整備とは別の民間事業者を指定管理者として指定し、民間事業者が運営する方式。

※2 BTM+O方式（Build-Transfer-Maintenance+Operationの略）

「BTM」は、市と民間事業者が、施設整備に関する事業契約を締結し、民間事業者が建築主として新施設を整備（現支所庁舎解体、設計、建設）し、施設完成時に民間事業者は、市へ施設所有権を移転した上で、市と施設の維持管理に関する委託契約を締結し、施設の維持管理を行う方式。

「O」は、市が担う機能以外の施設運営について、市が施設整備とは別の民間事業者を指定管理者として指定し、民間事業者が運営する方式。

3 支所仮庁舎計画

新施設整備期間中の大師・田島支所業務は仮庁舎において運営します。仮庁舎においても確実に支所行政機能の継続や市民活動コーナーの提供、選挙の期日前投票所としての利用等ができるよう、必要諸室を設けます。また、エレベータや多機能トイレの設置、廊下幅の確保など、川崎市福祉のまちづくり条例で規定された基準を満たす建物とします。

(1) 計画地

<大師支所仮庁舎>

所在地	川崎区台町 26-7 (大師分室の跡地)
敷地面積	991.73 m ²
用途地域、防火指定	第二種住居地域、準防火地域
建蔽率 / 容積率	60% / 200%
高度地区 / 高さ制限	第3種高度地区 / 20m
北側斜線制限 / 日影規制	10m+1.25/1 / 5-3 h 4m

<田島支所仮庁舎>

所在地	川崎区田島町 20-23 (田島子ども文化センター・老人いこいの家の敷地)
敷地面積	1,683.70 m ² ※敷地内の既存施設建築面積：339.79 m ² 、延床面積：656.67 m ²
用途地域、防火指定	第二種住居地域、準防火地域
建蔽率 / 容積率	60% / 200%
高度地区 / 高さ制限	第3種高度地区 / 20m
北側斜線制限 / 日影規制	10m+1.25/1 / 5-3 h 4m

(2) 仮庁舎に整備する諸室等 ※レイアウトイメージは資料編を参照

仮庁舎に設ける諸室等は次の通りです。延床面積は、敷地・建物形状によって変動しますが、概ね 600～700 m²となる見込みです。なお、田島支所は、敷地内の既存施設の利用に支障が出ないよう、計画します。

大師支所・田島支所 共通	窓口、待合スペース	大会議室 (100 m ² 程度)
	執務室、打合せスペース	小会議室 (40 m ² 程度)
	倉庫、職員用スペース	市民活動コーナー (25 m ² 程度)
	相談室 (3室)	トイレ等 (バリアフリー1か所)
大師支所	大師一般環境大気測定局	
	駐車場：来庁者用4台程度、公用車用2台	
田島支所	駐車場：来庁者用4台程度、公用車用2台 ※うち3台程度は近隣駐車場の借上げ等による隔地駐車	

（３）仮庁舎の整備手法

仮庁舎の整備にあたっては、運営期間が機能再編実施から新施設の供用開始までの短期間となること、建物規模が小さいことなどを踏まえ、事業費の縮減や工期の短縮が可能となるリース方式（事業者がシステム建築（ユニット工法やプレハブ工法）等により整備した建物を、賃料を支払って借り上げる方式）とします。なお、仮庁舎整備の発注は新施設の整備とは別とします。

第7章 今後のスケジュール

1 機能再編の実施時期

実施方針において、「新本庁舎竣工後の令和5(2023)年度中を目途とする」とした機能再編の実施時期は、川崎区役所庁舎内のレイアウト変更に必要な期間や、区役所の窓口混雑期を考慮し、令和6(2024)年1～2月頃とします。

機能再編実施日は、令和4(2022)年度末までに決定し、市民に十分な周知を行っていきます。

2 新施設の整備等スケジュール

新施設の整備・運営に向け、次のとおり着実に取組を進めます。

機能再編の実施日から仮庁舎で業務を開始できるよう、仮庁舎を設置します。

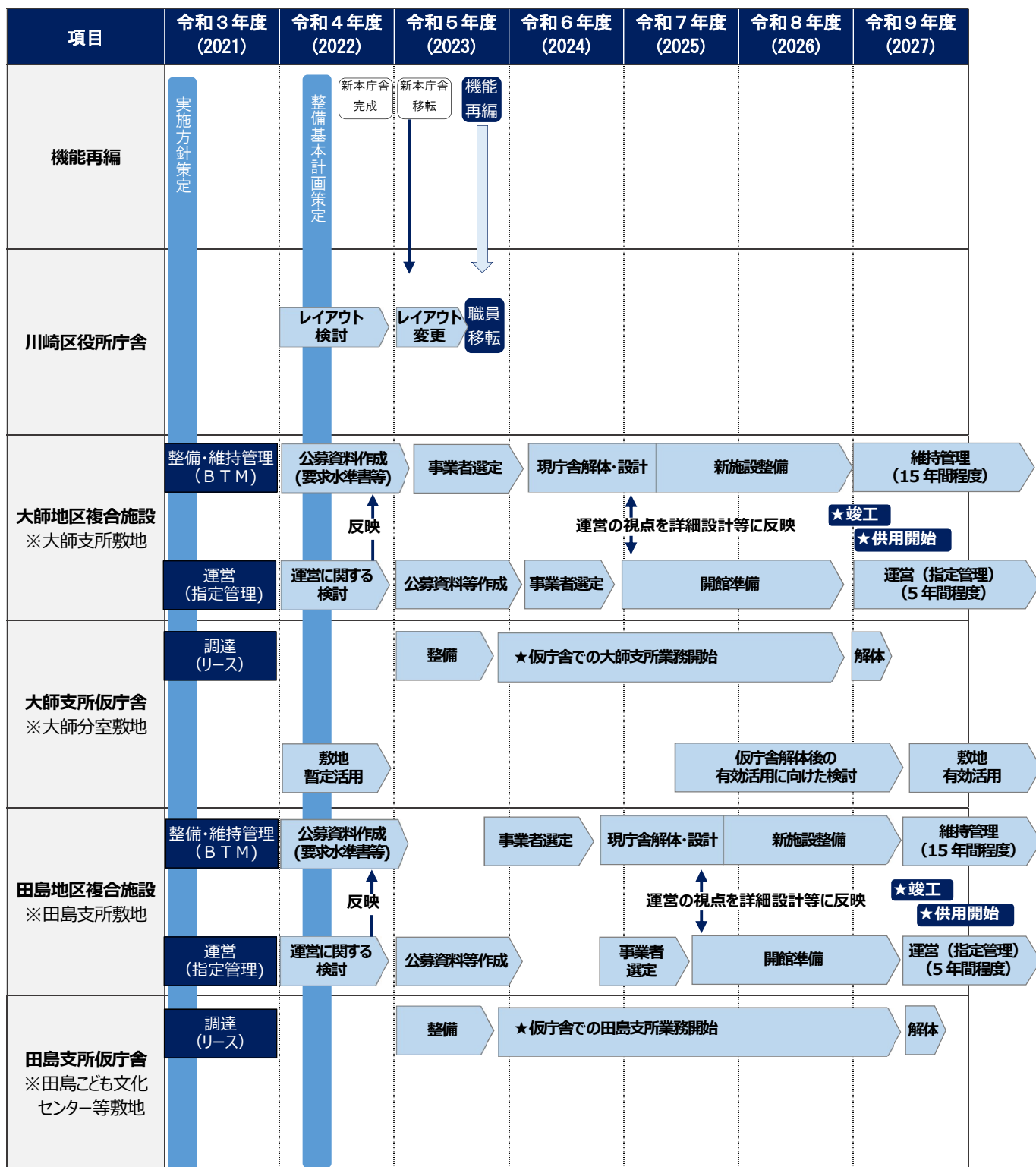
仮庁舎に移転後、速やかに新施設の整備等（現庁舎の解体及び新施設の整備・維持管理）を実施できるよう、事業者の公募を行います。ただし、事業者等の参画機会の均等化等の観点から、整備等大師・田島を半年程度ずらして行うこととし、供用開始は、大師地区複合施設は令和9(2027)年度前半、田島地区複合施設は令和9(2027)年度後半としています。

また、新施設の詳細設計段階で運営者の意見を反映できる時期に、指定管理者の選定を行います。

<取組内容と取組時期>

取組内容		取組時期	
		大師	田島
仮庁舎設置 関係	リースによる調達	令和5年度	令和5年度
	リース期間（供用期間）	令和6～8年度	令和6～9年度
	解体	令和9年度	令和9年度
新施設整備等 関係	事業者公募資料の作成	令和4、5年度	令和4、5年度
	事業者の公募開始	令和5年度	令和5年度
	事業者の選定	令和6年度	令和6年度
	設計・工事	令和6～8年度	令和7～9年度
	維持管理業務開始	令和9年度 前半	令和9年度 後半
新施設運営 関係	事業者公募資料の作成	令和5、6年度	令和5、6年度
	事業者の公募開始	令和6年度	令和6年度
	事業者の選定	令和6年度	令和7年度
	運営の準備（委託）	令和7、8年度	令和7～9年度
	運営業務の開始	令和9年度 前半	令和9年度 後半

<今後のスケジュール>



資料編 目次

1	大師地区・田島地区の概況、大師支所・田島支所の沿革（第1章関係）	1
2	複合化する施設の現況平面図（第2章関係）	5
3	支所会議室等利用率（第2章関係）	10
4	聴取した市民意見の内容等（第3章関係）	11
5	事業手法検討におけるサウンディング調査等の結果（第6章関係）	21
6	支所仮庁舎レイアウト案（第6章関係）	22

1 大師地区・田島地区の概況、大師支所・田島支所の沿革（第1章関係）

川崎区には、区役所・支所の管区（3管区）、地区町連の区域（7地区）、小学校区（20地区）、中学校区（10地区）、民生委員児童委員協議会の区域（10地区）、地区社会福祉協議会の区域（10地区）、地域包括支援センターの区域（9地区）など様々な区域が存在します。ここでは、地域資源、地域活動などを10地区に分けて整理した地区カルテ掲載情報から、大師地区・田島地区の概況などを紹介します。

（1）大師地区の概況

大師 第一地区	平坦な土地で交通の便が良い地域であり、教育文化会館大師分館（プラザ大師）があります。大師駅前には大規模なマンションが建設され、子育て世帯が多く転入しています。	大師駅前1.2丁目、川中島1.2丁目、伊勢町、藤崎1～4丁目
大師 第二地区	住宅地が主となっているエリアであり、産業道路を挟んで両側に広がる地域です。学校の他に福祉施設や大型商業施設などがあり、行事等でも連携しています。	四谷上町、四谷下町、観音1.2丁目、池上新町1～3丁目、台町
大師 第三地区	臨海部に面しており、工場地帯の企業と地域のつながりがある地域です。大型マンションの建設により子育て世代が多く転入しています。子育て支援施設が多いエリアです。	殿町1～3丁目、出来野、大師河原1.2丁目、江川1.2丁目、田町1～3丁目、塩浜1～4丁目、日ノ出1.2丁目、夜光1～3丁目、浮島町、小島町、千鳥町、東扇島、水江町
大師 第四地区	川崎大師平間寺の周辺を取り巻く古くからの門前町であり、川崎区役所大師支所がある地域です。大師公園など、子どもを連れていける通いの場が充実しています。	大師本町、大師町、東門前1～3丁目、昭和1.2丁目、中瀬1～3丁目、大師公園

出典：川崎区地区カルテ

大師地区の主な公共施設	
地域包括支援センター（3か所）	藤崎地域包括支援センター、大師中央包括支援センター、大師の里地域包括支援センター
文化施設（1か所）	教育文化会館大師分館
こども文化センター（3か所）	藤崎こども文化センター、大師こども文化センター、殿町こども文化センター
老人いこいの家（3か所）	藤崎老人いこいの家、大師老人いこいの家、殿町老人いこいの家
地域子育て支援センター（3か所）	ふじさき、ふあみいゆ殿町、できの
小学校（6か所）	殿町小学校、四谷小学校、東門前小学校、大師小学校、川中島小学校、藤崎小学校
中学校（4か所）	大師中学校、南大師中学校、川中島中学校、桜本中学校

(2) 田島地区の概況

田島地区	臨海部の企業とともに発展した古い歴史のある地域です。川崎区役所田島支所や教育文化会館田島分館（プラザ田島）といった公的機関や福祉関連施設・拠点多く存在します。	鋼管通 1～5 丁目、浜町 1～4 丁目、桜本 1. 2 丁目、池上町、扇町、田島町、追分町、浅野町、南渡田町、扇島
小田地区	古くからの住宅が密集している地域であり、小田公園は住民の様々な活動の場となっています。近年。工場跡地に大規模マンションが建設され、新しい住民が増えています。	浅田 1～4 丁目、京町 3 丁目、小田 2～7 丁目、白石町、大川町、田辺新田、小田栄 1. 2 丁目

出典：川崎区地区カルテ

田島地区の主な公共施設	
地域包括支援センター（2 か所）	桜寿園地域包括支援センター、ビオラ川崎地域包括支援センター
文化施設（2 か所）	教育文化会館田島分館、ふれあい館
こども文化センター（4 か所）	田島こども文化センター、浅田こども文化センター、小田こども文化センター、桜本こども文化センター
老人いこいの家（3 か所）	桜本老人いこいの家、小田老人いこいの家、田島老人いこいの家
地域子育て支援センター（3 か所）	ろば、ふあみいゆ浅田、ふあみいゆ田島
小学校（6 か所）	さくら小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、小田小学校、浅田小学校
中学校（4 か所）	桜本中学校、臨港中学校、田島中学校

(3) 大師支所の沿革

年月	出来事
明治 22(1889) 年	町村制施行により大師河原村誕生
大正 12(1923) 年	町制施行により大師町となる
大正 13(1924) 年	市制施行により大師町、川崎町、御幸村が合併して川崎市誕生
昭和 19(1944) 年	大師配給事務取扱所設置（昭和 21 年廃止）
昭和 21(1946) 年	大師地区事務所設置（昭和 22 年廃止）
昭和 22(1947) 年	川崎市役所大師支所設置（大師川中島町 130 番地） 大師第一出張所設置（大師川中島町 130 番地） 大師第二出張所設置（四谷上町 125 番地） 大師第三出張所設置（出来野町 4135 番地）
昭和 23(1948) 年	大師支所を廃止し、各出張所は本庁の直轄組織となる 大師第四出張所設置（東門前 2 丁目 13 番）
昭和 27(1952) 年	配給事務の整理廃止に伴い出張所を整理統合し、川崎市役所大師支所設置（出来野町 4135 番地 旧大師第三出張所に仮事務所設置） 大師第一、第二、第四出張所は連絡所となる（連絡所は昭和 37 年 1 月廃止）
昭和 27(1952) 年	現在地に新支所庁舎完成し移転
昭和 47(1972) 年	川崎市の指定都市移行に伴い、川崎区役所設置、川崎区役所大師支所となる

昭和 49(1974) 年	新支所庁舎建設のため、大師公園内の仮庁舎に移転
昭和 50(1975) 年	新支所庁舎完成。大師支所、大師福祉事務所、水道局大師出張所の合同庁舎
平成 7 (1995) 年	大師福祉事務所を民生局から川崎区役所に編入し、大師地区福祉センターを設置
平成 9 (1997) 年	川崎保健所大師健康ランチを衛生局から川崎区役所に編入
平成 15(2003) 年	大師地区福祉センターを大師地区健康福祉ステーションに改組
平成 16(2004) 年	川崎保健所大師健康ランチを廃止。川崎区役所大師分室として暫定利用
平成 17(2005) 年	大師支所税務課を廃止
平成 20(2008) 年	市民活動コーナーを設置
令和 2 (2020) 年	大師分室暫定利用終了
令和 4 (2022) 年	大師分室解体完了
令和 4 (2022) 年	大師分室敷地活用事業を実施

(2) 田島支所の沿革

年月	出来事
明治 22(1889) 年	町村制施行により田島村誕生
大正 12(1923) 年	町制施行により田島町となる
昭和 2 (1927) 年	田島町が川崎市に編入される
昭和 19(1944) 年	田島配給事務取扱所設置 (昭和 21 年 8 月廃止)
昭和 21(1946) 年	川崎地区事務所設置 (昭和 22 年 5 月廃止)
昭和 22(1947) 年	川崎市役所(本庁) 管轄の鋼管通出張所、小田出張所設置
昭和 23(1948) 年	桜本出張所設置
昭和 27(1952) 年	配給事務の整理廃止に伴い出張所を整理統合し、川崎市役所田島支所設置 (臨港中学校教室に仮事務所設置)
昭和 27(1952) 年	現在地に新支所庁舎に完成し移転
昭和 47(1972) 年	川崎市の指定都市移行に伴い、川崎区役所設置。川崎区役所田島支所となる
昭和 49(1974) 年	新支所庁舎建設のため、田島保健所裏の仮庁舎に移転
昭和 50(1975) 年	新支所庁舎完成。田島支所、田島福祉事務所、水道局田島出張所の合同庁舎
平成 7 (1995) 年	田島福祉事務所を民生局から川崎区役所に編入し、田島地区福祉センターを設置
平成 15(2003) 年	田島地区福祉センターを田島地区健康福祉ステーションに改組
平成 20(2008) 年	市民活動コーナーを設置

市制日より川崎区版（昭和 49(1974)年 4 月号）
「庁舎新築で仮移転 大師支所→5 月 13 日から 田島支所→6 月 10 日から」

川崎区版

川崎区の人口 223,748
 世帯 47,538
 (3月1日現在)

川崎区役所 川崎区宮本町1番地 電話 244-7111
 川崎区役所大師支所 川崎区東門前2丁目1番地1 電話 264-2311
 川崎区役所田島支所 川崎区綱管通2丁目3番2号 電話 233-0177

庁舎新築で仮移転

大師支所 → 5月13日から 田島支所 → 6月10日から

仮庁舎配置図 電話番号は変わりません

大田支所と田島支所の庁舎は、時の流れに勝てず老朽化したため、新築工事にかかることになりました。新庁舎が完成するまで、大田支所は大師公園内のテニスコート裏、田島支所は川崎町20番23号の田島福祉会館の仮庁舎で業務をします。大田福祉事務所と水道局田島出張所も、それぞれ支所と一緒に仮庁舎へ移転します。しばらくの間ですが、みなさんのご協力をお願いします。

仮庁舎配置図 電話番号は変わりません

大師支所の新庁舎

鉄筋コンクリート3階建ての近代的な庁舎に生まれ変わります。1階には市民生活コーナーのほかに総務課、市民課、市民センターの事務室と大田福祉事務所、2階には税務課、水道局大田出張所が入るほかには会議室(総人数)と小会議室などが設けられます。また、完成は来年の夏ごろ予定です。

田島支所の新庁舎

鉄筋コンクリート3階建ての近代的な庁舎に生まれ変わります。1階には市民生活コーナーのほかに総務課、市民課、市民センターの事務室と水道局田島出張所、2階には税務課と福祉事務所が入ります。また3階には大会議室(1号7人程度)と小会議室が設けられます。完成は来年の夏ごろ予定です。

市制日より川崎区版（昭和 50(1975)年 4 月号）
「大師・田島新庁舎が完成 - 3月31日から事務開始 -」

川崎区版

川崎区の人口 218,929
 世帯 46,383
 (3月1日現在)

川崎区役所 川崎区宮本町1番地 電話 244-7111
 川崎区役所大師支所 川崎区北門前2丁目3番5号 電話 264-2311
 川崎区役所田島支所 川崎区綱管通20番23号 電話 233-0177

大師 新庁舎が完成

— 3月31日から事務開始 —

大師合同庁舎案内

仮庁舎でご不便をおかけしていましたが、大師・田島合同庁舎の新築工事が円もなく完成し、3月31日から事務を開始します。大師は2階建て延面積約2600平方メートル、田島は3階建て延面積約2700平方メートルで両庁舎とも身体障害者の人々にも利用しやすい配慮されています。

なお、大師合同庁舎には、大田支所と大田福祉事務所、現在中蔵にある水道局の出張所が、また、田島合同庁舎には田島支所と水道局の出張所、現在富士見にある田島福祉事務所が入ります。

田島合同庁舎案内

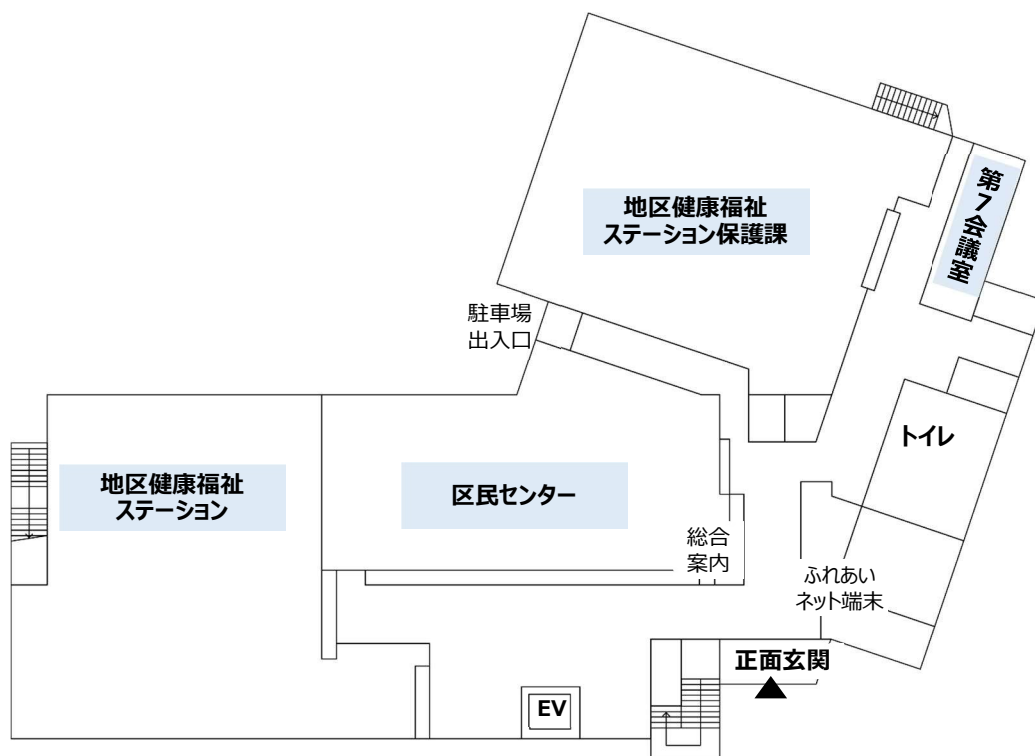
大師新庁舎

田島新庁舎

新庁舎の位置

2 複合化する施設の現況平面図 （第2章関係）

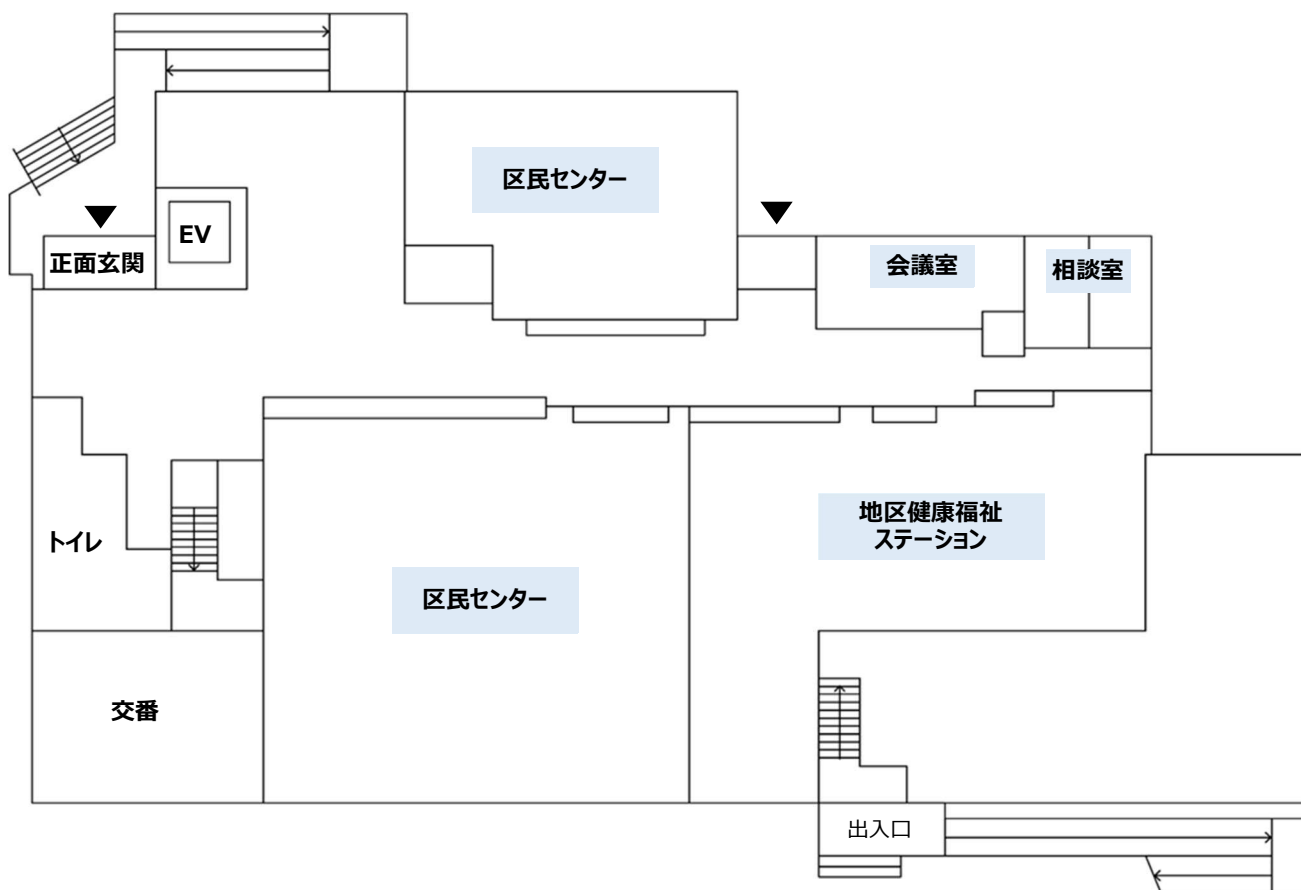
<大師支所 1 階>



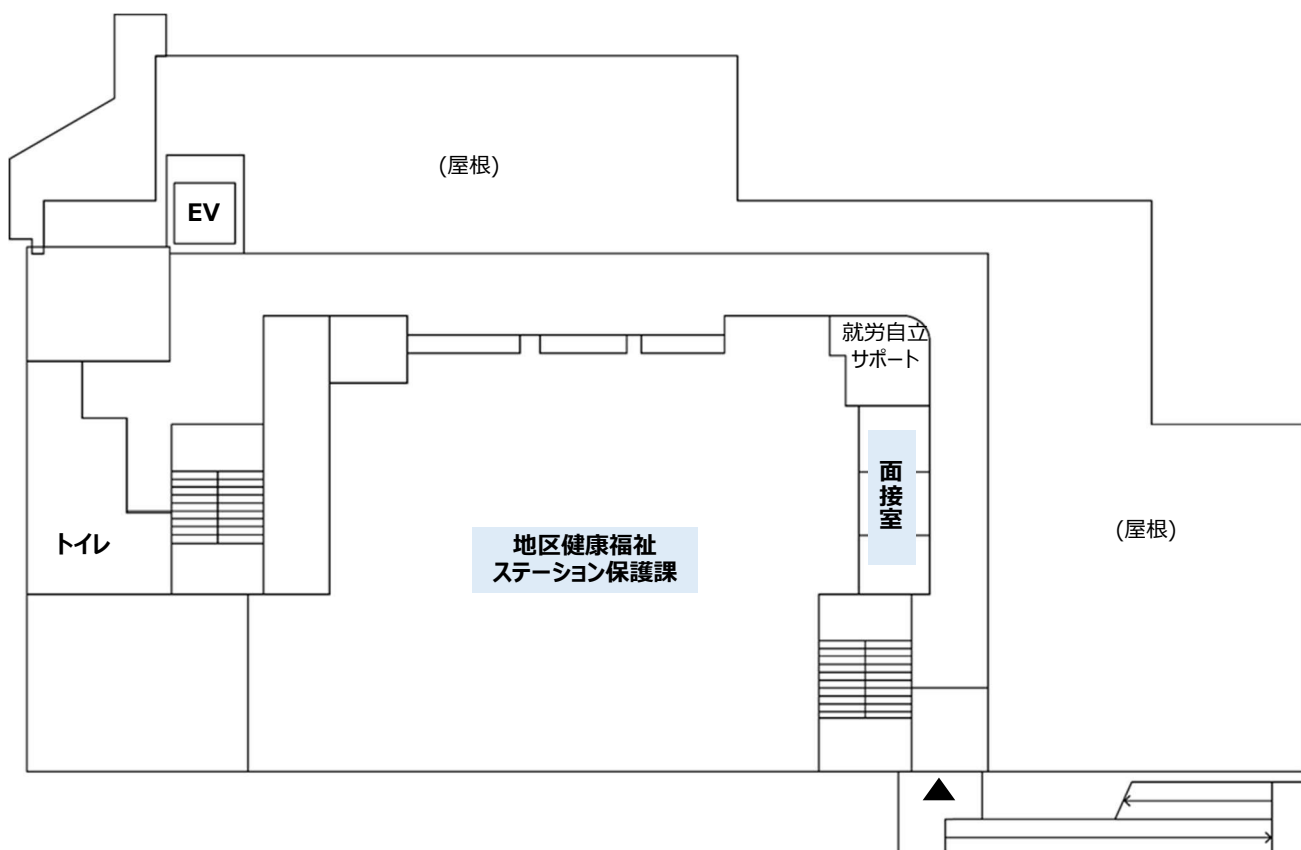
<大師支所 2 階>



＜田島支所 1 階＞



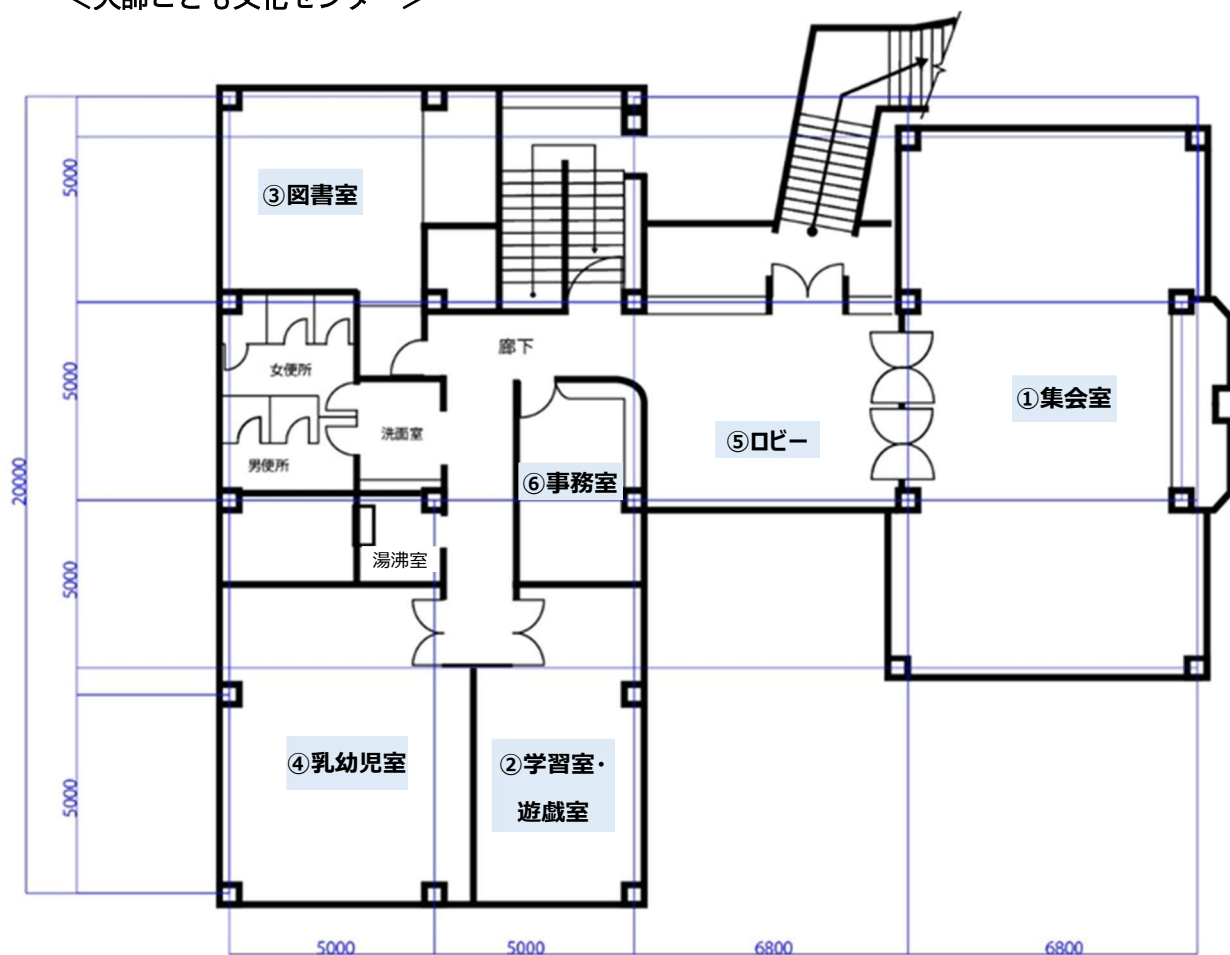
＜田島支所 2 階＞



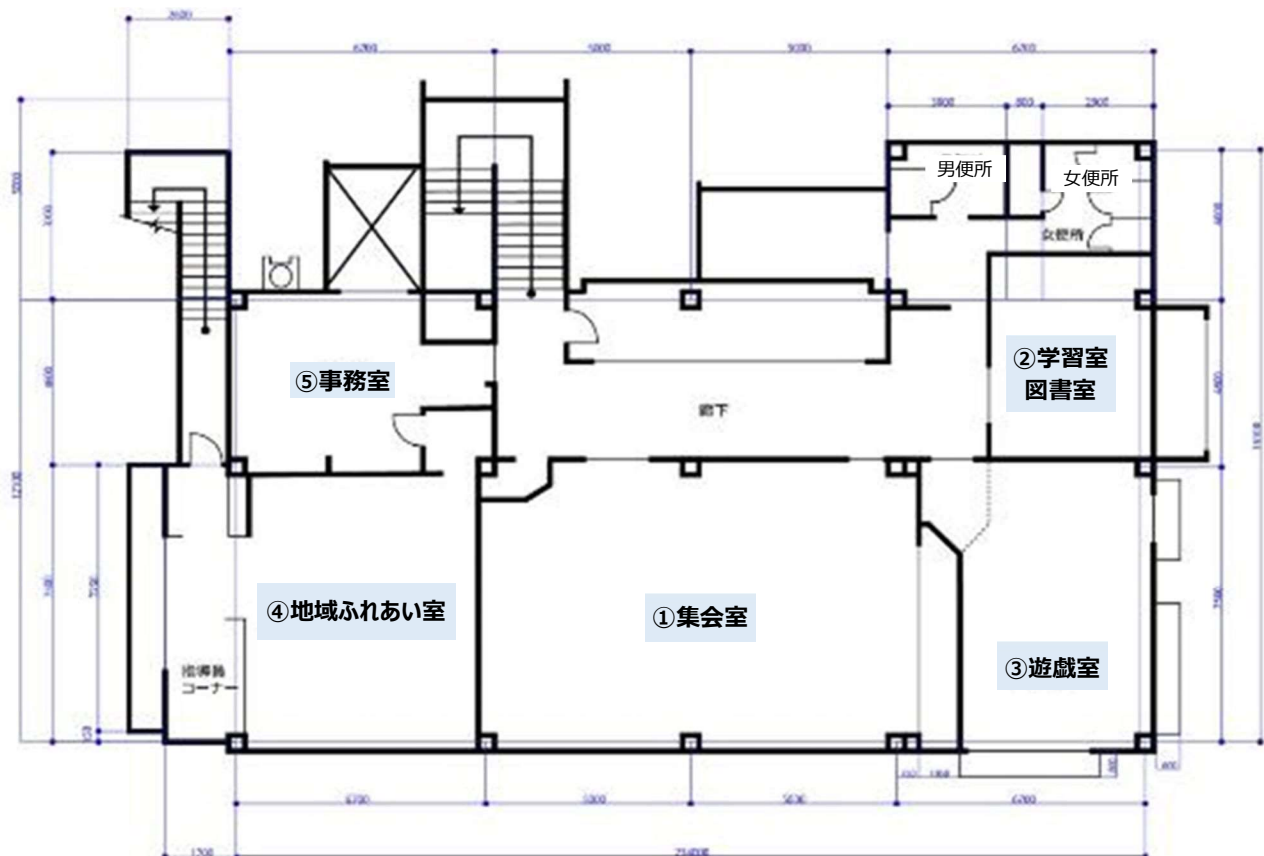
＜田島支所3階＞



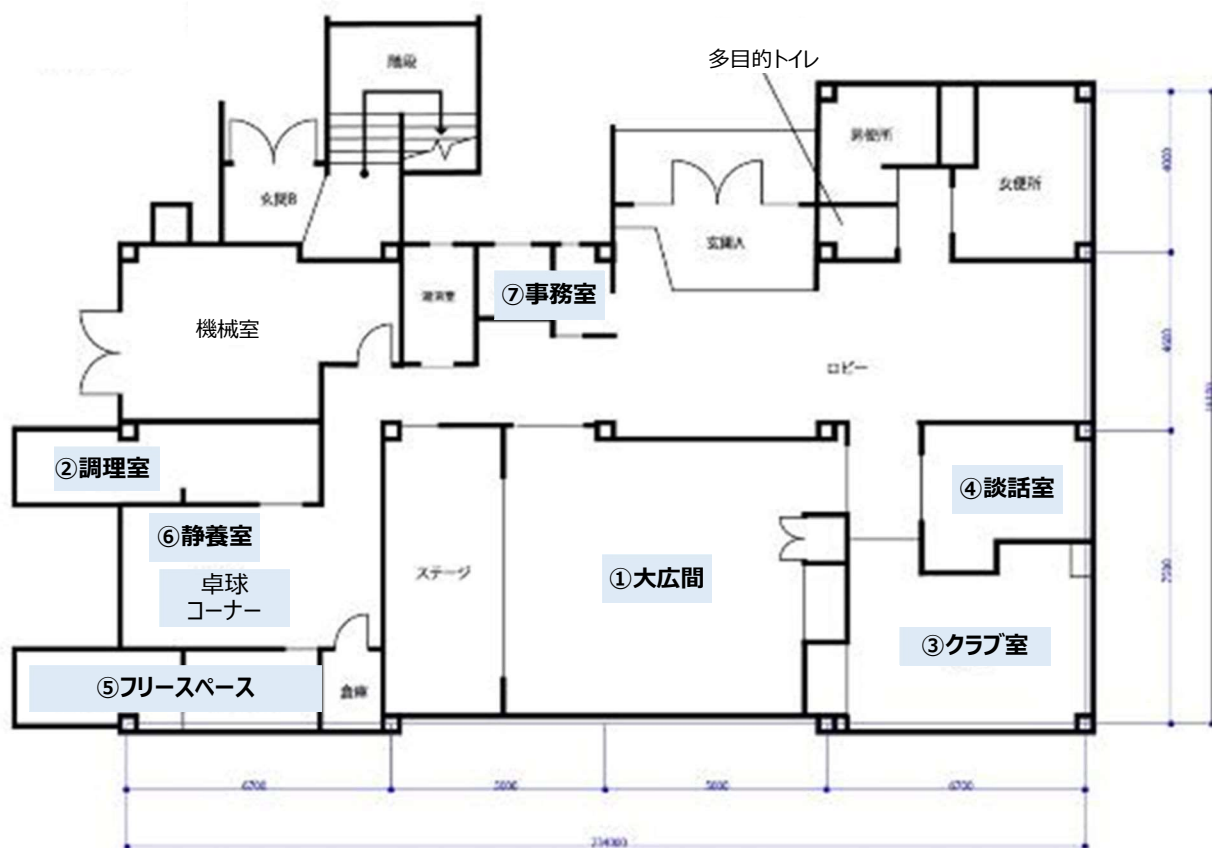
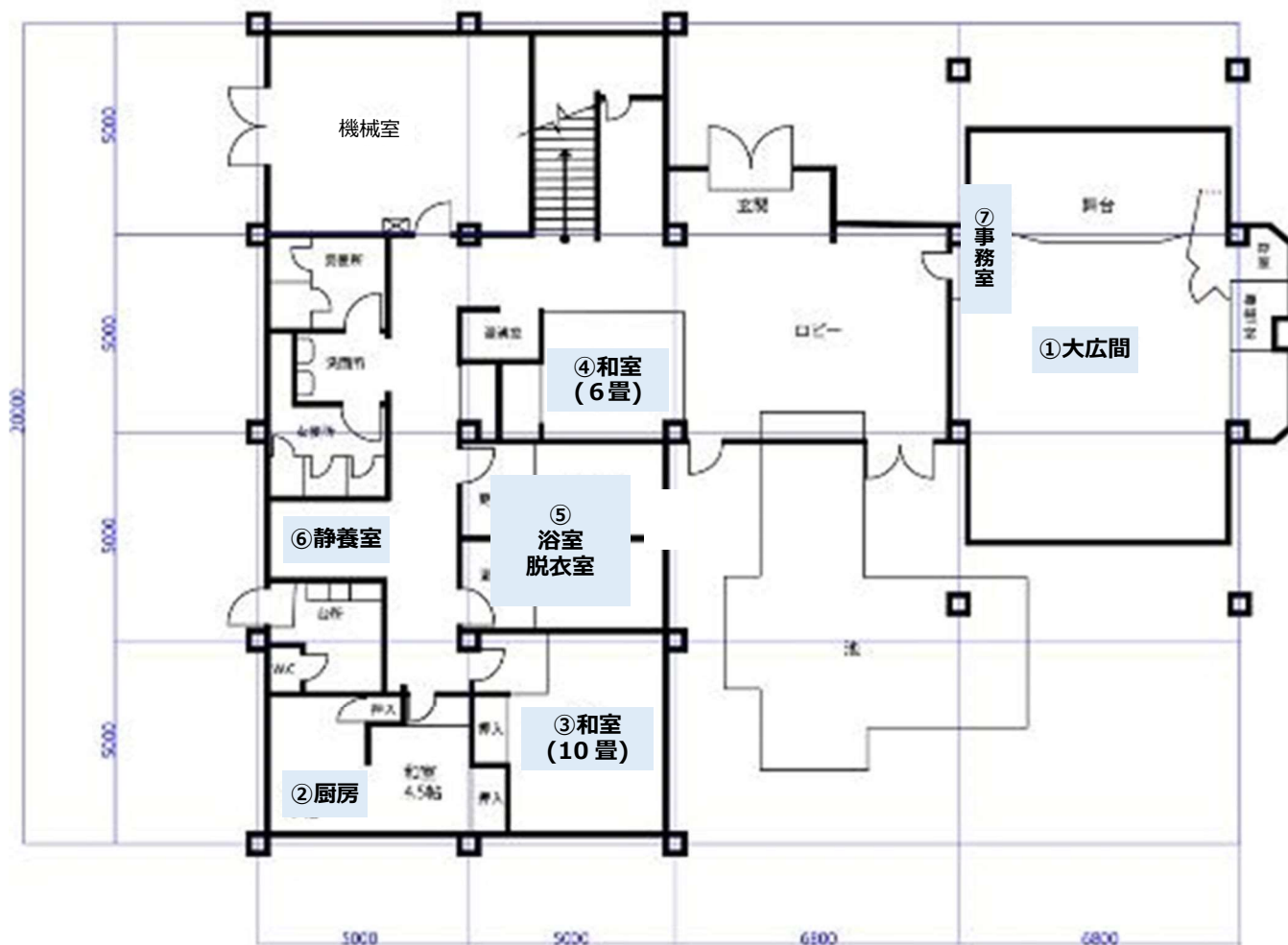
<大師こども文化センター>



<田島こども文化センター>

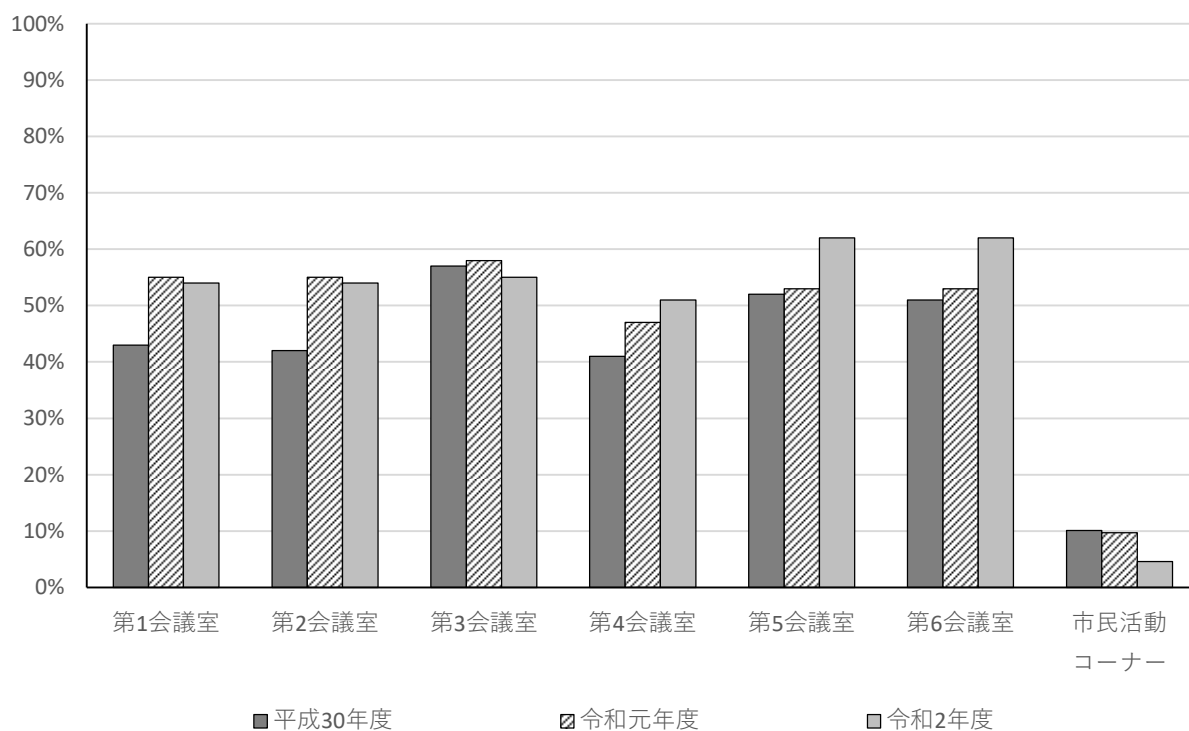


＜田島老人いこいの家＞

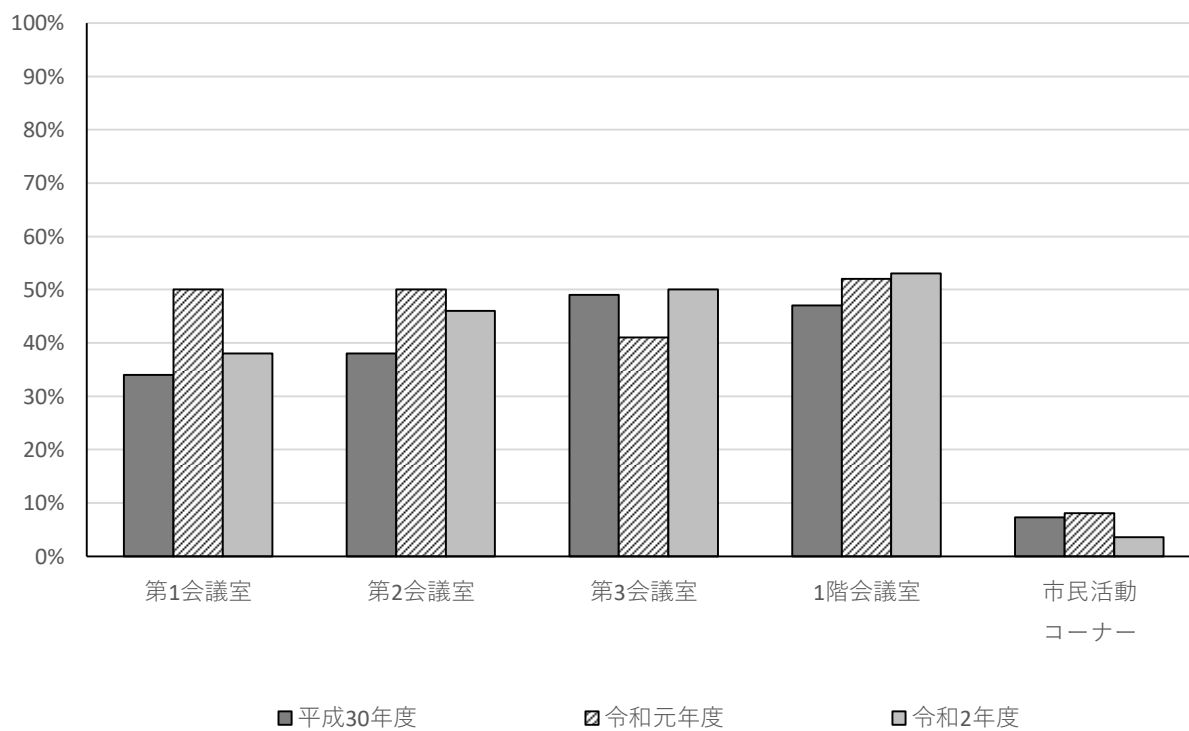


3 支所会議室等利用率（第2章関係）

【大師支所】



【田島支所】



4 聴取した市民意見の内容等 （第3章関係）

（1）団体や地域で活動している市民等への説明・ヒアリング 令和2（2020）～令和3（2021）年度

区内町内会連合単位や、大師支所管内及び田島支所管内の単会の町内会長・自主防災組織会長をはじめ、民生委員・児童委員協議会、青少年指導員会、交通安全母の会などの区役所・支所の地域振興業務等で関わりのある地域団体や、川崎区内で地域活動をしている団体・市民等を対象として、随時、検討状況等に応じた説明・ヒアリングを行いました。

<主な意見 （抜粋・要約）>

○時間的な利用の拡大

夜間や土日でも使える / 休日は駐車場を地域イベントに開放

○「身近な活動の場」としての使い方

スモールビジネスにチャレンジでき、そういった方々がコミュニティを作れる / コミュニケーションを取りながら、介護予防もできる / 老人クラブ連合会の会議で使える / 調理ができる / 天気の影響を受けない活動場所 / 個人利用のスペース / 物販ができる / 講座に地域人材を活用 / 町内の住民対象の活動は町内会館で、町内を超えて新しいコミュニケーションを生み出すような活動は支所で行う / 支所でなにかするのは手段、支所での様々な活動を通じて、仲間ができる、コミュニケーションが生まれることが目的 / 福祉以外の切り口から福祉につながることができるとよい / 地区社協や民協の講演会で使える

○「地域の居場所」としての使い方

近隣の子どもが集まるしくみ / 子どもを遊ばせられ、落ち着いて親が集まれる場所で子育て相談もできる / お茶を飲みながらおしゃべりができる / 顔見知りでない人とも自然に交じり合う場 / 中高生が居心地よく立ち寄れて、自然な形で相談に乗れるような場所 / 信頼できる大人と子どもがコミュニケーションを取れる / デリバリーができたり、キッチンカーが置けたり、なにかしら食べ物を食べられる環境が欲しい

○あったら良いイベント、やりたい活動

子育てサロンを行いたい / 子ども食堂を行いたい / マルシェが行われる / 昔遊びを教えて欲しい / ベビーマッサージの講座や親子で参加できる料理教室があればママ友の繋がりができる

○スペースや設備

保健所から営業許可を受けている共有キッチンが欲しい / ステージが欲しい / ネット環境の整備 / キッズスペース、授乳室、オムツ替えスペースが欲しい / 屋上を活用 / 尖ったものを展示するギャラリー / 体力を使う遊具 / 駐車場を十分に確保する必要がある / 広めに作って、広ければ余ってくるところはいくらでも使いようはある。狭く作って、あとからスペースが必要となってもどうにもならない。

○利用方法や運営

乳幼児の親としては小学生や中学生がいると行きづらい / 色々ルールがあると結局使われない、自由に使ってもらふ発想 / 一部の人の占有にならないようにする / 支所が地域課題の解決に繋がりそうな活動と地域をコーディネートするハブとなる / 行政職員の立ち位置として、地域の人材をファシリテーションするというより、もう一步肩入れする感じが重要 / 若い行政職員が仕事の枠を超えてまちの中で活動するようになってきていることに可能性を感じる / 行政の職員がテンション高く取り組んでいることが一番上手いく

○地域防災機能に関する意見（発災時の対応や庁舎の防災性）

避難所受入れ状況などの発災時の情報の受発信機能　／　閉庁日でも垂直避難できる　／　屋上に一時避難ができる空間となるよう、外階段を設置　／　周辺の住民やたまたま支所周辺に訪れていた人たちが逃げられる場所の選択肢の1つになる　／　避難所からの要請に応じて貸し出せる資器材がある　／　支所が地域資源を常日頃から収集し、地区内の防災上のコーディネートの中核になるのがよい。区役所危機管理担当とは物理的な距離もあり、日頃の町内会活動の支援をいただいている支所がコーディネートの適任者。

○その他

地域にとって愛される、地域のシンボルになるような支所であって欲しい　／　建物を建てるランニングコストがかかり、その原資は税金　／　様々な利用人数や利用形態に対応できる設計にしたほうがよい

(2) 意見募集パネルでのシール投票・新しい支所のアイデアアンケート 令和2(2020)年8月～12月

川崎区役所、大師支所、田島支所の1階ロビーに設置した取組紹介・意見募集パネルでのシール投票、及び、「新しい支所のアイデアアンケート」(WEB)を実施しました。

(WEB・アンケート記入用紙: 114件、意見募集パネルシール投票総数: 363枚)

【設問】「地域みなさんが、新しい支所で何ができると思いますか？」

選択肢(複数回答可)	件数
ふらっと休む	81
子どもたちが遊ぶ	69
イベントをする	69
防災を学ぶ	65
音楽を練習・演奏する	52
野菜を育てる	52
仲間と集まる	50
みんなで料理をする	49
勉強をする	46
自由にごはんを食べる	40
花を育てる	38
本を読む	36
町内会などの活動をする	35
将棋やボードゲームをする	29
ラップバトルをする	22
仕事をする	20
ウェブ会議をする	17
動画を配信する	9
その他	15

【設問】「そのために、どのような場所やものがあるとよいですか？」

選択肢(複数回答可)	件数
広い会議室	44
少人数の会議室	41
フリースペース	36
ホール	31
図書スペース	27
料理室	27
学習室	24
キッズスペース	22
個室ブース	22
食堂	19
農園	18
花だん	17
音楽室	17
工作室	14
撮影・編集スタジオ	10
和室	9
ガーデニング道具	9
広場	9
シャワー室	7
その他	6

【設問】「個人やグループで新しい支所を使ってやってみたいアイデアがあれば教えてください。」(抜粋・要約)

- 井戸端会議(高齢者と若い親世代のつながり)
- 地域活性化のためのイベントが開催できるようにしてほしい。ママたちのマルシェや地元の飲食店など
- 多言語を学んでネイティブの方と交流したい
- 土日でも子どもたちが遊べる
- 子育てママの復職前の不安な気持ちに寄り添うカウンセリング
- 各種イベントや講演会、教室など
- リモートワークやリモート授業を受ける
- 防災訓練やセミナーなど

(3) 川崎市支所意見交換会 令和2(2020)年12月5日

「わたしのまちの大切にしたいこと・心配なことを出しあって、少し先の大師地区・田島地区を考えよう」をテーマに、地域の方々同士が一緒に話し合う意見交換の機会を設けました。



川崎市支所意見交換会の様子

<主な意見(抜粋・要約)>

○少し先の大師地区、田島地区がこうなったらいいな

今のコミュニティにはない新しいコトが生まれる刺激のある場になる / イベントを通じて多文化や色々な住民が交流できる / 若い人を取り込んで、今の地域のつながりが受け継がれる / 子どもが体力面・栄養面で健康で、元気なシニアになれるまち / つながりを支えるコーディネーター役の人材育成ができる / 子どもが職業体験や学習を通じてまちとのつながりを持ち、コミュニティが活性化する / 支所がみんなをつなげる地域の拠点になる / マンション住民や新旧住民が防災などをきっかけにコミュニケーション・交流できているまち / 食を通じて、地域の方と一緒に楽しめる、町内会とつながる出会い・支え合いのできる場づくり / 多様な世代が集まれる居場所がある

○大切にしたいこと

多様性を受け止められるまちである / セレンディピティ(偶然に素晴らしい幸運に巡り合うこと)を大切に / 小さい子どもや保護者が遊べたり相談できる場がある / 近隣住民とのつながりが大切 / 歴史や文化を継承していきたい

○心配なこと

町会の仕事が多すぎる。若い人が入らず、高齢者に頼りすぎている / 多文化のまちなのに、外国人とのつながりがまだ少ない / 住民と企業がつながっていない / 子どもたちがのびのびと遊べる放課後の居場所が少ない / 孤立している高齢者がいる

※なお、上記のような機会や場の創出、課題の解決については、いずれも支所が担えるとよいとの意見が出されました

(4) まちの使い方ラボ 令和3(2021)年7月～12月

大師・田島支所の建替え等に向けた検討における市民参加の取組として、「まちの使い方ラボ」を開催し、全5回のプログラムを通して、参加者がやりたいことを地域課題の解決につなげる活動を企画・実践しながら、地域のまちづくりを担うプレイヤーづくりに取り組むとともに、地域に開かれた支所のあり方を検討しました。

第1回 キックオフイベント 青空ラボ 令和3(2021)年7月22日(大師支所・大師公園)

キックオフイベントとして、大師支所、大師公園を使った「青空ラボ」を開催しました。株式会社グランドレベル代表・喫茶ランドリーオーナーの田中元子氏による講演(参加者16人)、移動式あそび場全国ネットワーク代表の星野諭氏による移動式遊び場(来場者約500人)などを行いました。

「田中元子氏の講演」概要

「マイパブリック」と「グランドレベル」についてお話を伺いました。「マイパブリック」については、まちの使われていない場所で自分の趣味をやってみることを切り口に、まちのためではなく、自分が心から面白いと思うことで世の中に役立っていると思える視点が大切であること、「グランドレベル」については、1階づくりはまちづくりであることなどを学びました。

「星野諭氏の移動式遊び場」概要

大師公園芝生広場に子どものあそび場をつくり出しました。新しい支所のコンセプトの1つである「子どもたちが安心できる居場所を創出する支所」の実現に向けて来場した親子に、ヒアリングを行い、子どもたちが安全に遊び、本を読める場所や気軽に立ち寄り、食事をしながら休めると良いなどの意見を伺いました。

第2回 ゼミ 令和3(2021)年8月28日(オンライン+田島支所)

地域でやってみたい活動を実現につなげるためのポイント(講座「思いをカタチにする5つのステップ」講師:石塚計画デザイン事務所千葉晋也氏)を学んだ後、事前に提出した企画書を元に、連携できそうな企画ごとにグループに分かれ、ワークショップ形式で企画のブラッシュアップを行いました。

第3回 ミーティング 令和3(2021)年9月～11月随時(オンライン、各支所など)

参加者は4つのグループに分かれ、企画の実現に向けた打合せを随時行いました。また、本市職員のコーディネートの下、区内で様々な活動を行っている方々に話を聞きにいき、企画の実現に向けたアドバイスを受けたり、活動の協力者になってもらうなどのアクションを起こしました。

第4回 実験DAYS 令和3(2021)年11月～随時(大師支所、大師公園、田島老人いこいの家、旧大師新生幼稚園園舎、教育文化会館)

4つのグループに分かれた参加者は、ゼミやミーティングの開催を通じて、企画の検討を進め、地域のさまざまなスペースを活用した活動を創出しました。

①おやすみひろば「にじのはし」(子どもの居場所づくり) (旧大師新生幼稚園園舎)

大人は仕事を休めるけど子どもは学校を休みにくい。学校に行きたくない時も安心して過ごせる不登校児童の居場所活動を創出しました。会場は、以前、幼稚園として使用されていた園舎をDIYして活用し、月1回のペースで開催していくこととなりました。

②大人の寺子屋スマホ教室 (田島老人いこいの家)

シニアと若者との世代間交流のきっかけづくりのため、若者先生が高齢者にマンツーマンで教えるスタイルのスマホ教室を老人いこいの家の夜間・休日等施設開放事業を活用して実施しました。スマホ教室を通じた新施設や地域での新たなコミュニティづくりの可能性や若者が地域で活躍できる場づくりを検討しました。

③みんなみんな生きているんだ♪ 守れ!アニマルHelp (大師公園)

動物の命の大切さを教え、動物たちを守るためになにができるかを考え、ハンドメイドの技術を生かして作成した作品を販売し、売上を川崎市動物愛護センターへ寄付する活動を行いました。

④仲間づくりの秋 大師仲間集まれ! (シニアの仲間づくり) (大師支所・大師公園)
定年後のシニアが地域活動につながるプラットフォームを作り、地域活動情報提供と参加の手助けをすることを目指し、大師支所等にブースを設置し、交流の場づくりを行いました。

⑤かわさき区EST “くえすとカフェPre” (教育文化会館)

川崎区内の若者が繋がって、川崎区のイメージを変える、川崎区をもっと面白くしたいという意欲のある若者たちが、若者同士が交流する場づくりを進める団体を立ち上げ、中学生～25歳を対象とするコミュニティカフェを開催しました。

第5回 振り返り会 令和3(2021)年12月18日 (大師支所)

まちの使い方実験DAYSの実施内容や成果を、参加者同士と地域づくりに関わる業務を担当する区役所・支所職員で共有するとともに、新しい支所に求められる機能についての意見交換を行いました。また、群馬県庁宮下智氏による講演を行いました(参加者11人、地域づくりに関わる業務を担当する区役所・支所職員9人)。

「宮下智氏の講演」概要

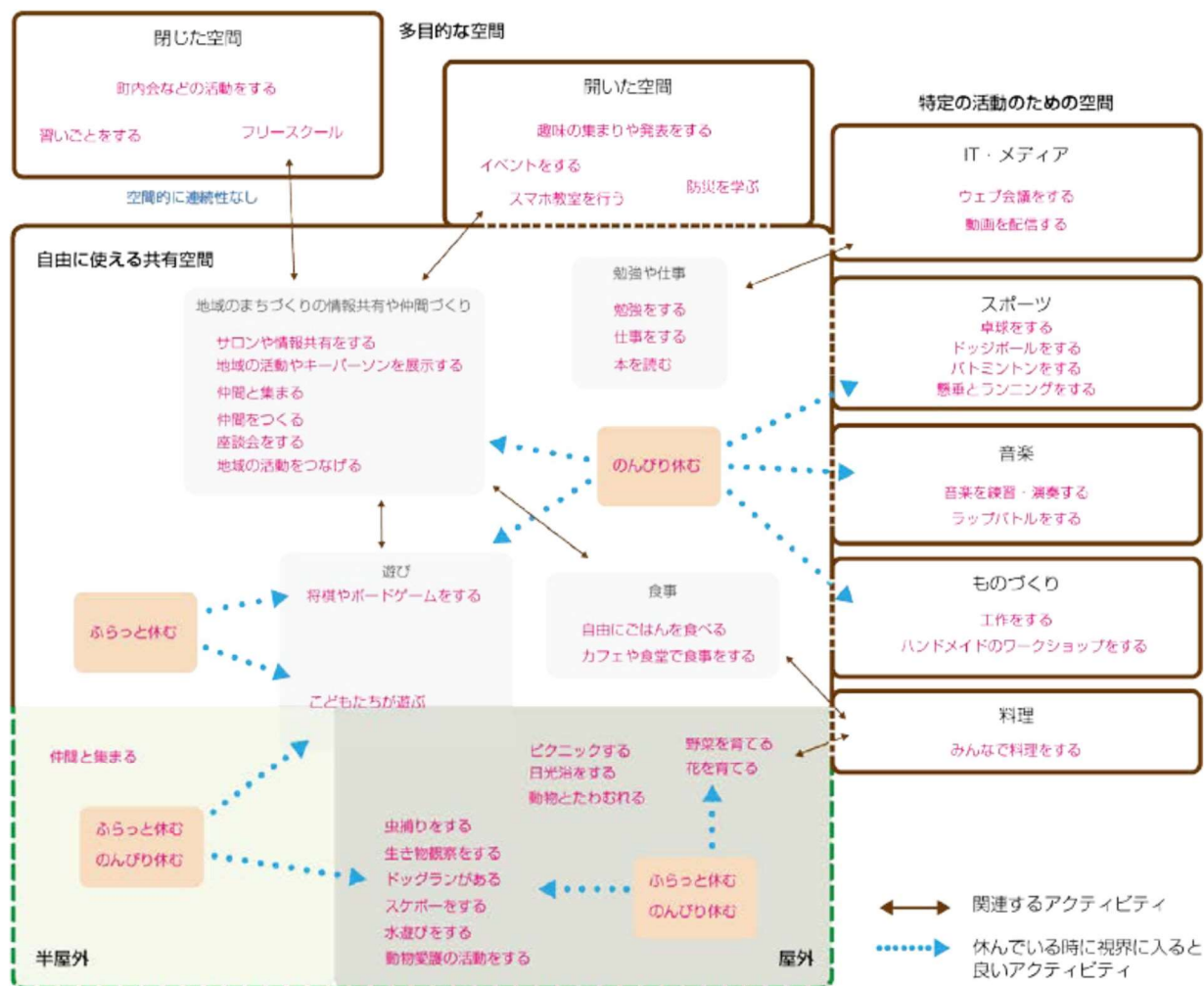
「人口減社会でも持続可能な地域づくり・人づくり」についてについてお話を伺いました。プライベートで取り組まれている群馬県庁前広場を活用した取組などを紹介いただき、補助金に頼らず持続的な運営体制の中で志のある民間と連携して取り組んでいること、まずはやってみることの大切さ、取組を発信することの重要性などを学びました。

<参加者の声>

- 様々な活動が生まれてわくわくした
- 大切なことは「まずやる」ってことかなと思った
- 無理だと思っていたことや、活動が続けていく上の勇気になった
- まちを使いたいときに使えるようにしてほしい
- 主体性を持ってつながることができた
- 市の方と一緒に作り上げていくまちづくり、とても良い
- チャレンジをしたことで視野が広がった

(5)空間活用イメージのまとめ

「(2)意見募集パネルでのシール投票・新しい支所のアイデアアンケート」の結果や、まちの使い方ラボ実験DAY Sで様々な空間を活用して実施した5つの活動を、新施設で実施すると仮定した場合の空間活用イメージを次のようにまとめました。



(6) こども文化センター・老人いこいの家運営者等ヒアリング

令和3(2021)年3月～令和4(2022)年2月

こども文化センター・老人いこいの家において、利用者意見を踏まえた施設運営を行うために設けられた、地域の様々な活動団体や地縁組織の代表者等が参加する運営協議会(委員会)や、こども文化センター・老人いこいの家の現在の施設運営者を対象として、検討状況や本施設の整備・運営等に関する説明・ヒアリングを行いました。

日付	運営協議会(委員会)名
令和3(2021)年 3月 9日	田島こども文化センター運営協議会
令和3(2021)年 3月30日	大師こども文化センター運営協議会
令和3(2021)年 6月28日	田島老人いこいの家運営委員会
令和3(2021)年 6月29日	大師老人いこいの家運営委員会
令和3(2021)年12月21日	殿町・大師・藤崎各こども文化センター館長
令和3(2021)年12月22日	日進町・田島各こども文化センター館長
令和3(2021)年12月23日	浅田・小田各こども文化センター館長
令和4(2022)年 2月25日	田島老人いこいの家管理人等
令和4(2022)年 2月28日	大師老人いこいの家管理人等

<主な意見 (抜粋・要約)>

○諸室の多目的利用

諸室を時間帯で分けさまざまな方が利用できるようにするのは賛成

○「身近な活動の場」としての使い方

卓球台が複数台あるとよい / こども文化センターの集会室でバドミントンやバスケットボールがしたい / サークル活動の発表の場として100～200人が入れるスペースとして支所の会議室が使えるとよい

○「地域の居場所」としての使い方

こども文化センターの職員に信頼があり不登校児童がこども文化センターなら、ということであるケースがある / ママ友が決まった曜日に、約束して訪れ、学習室でランチしている

○スペースや設備

高齢者の活動を妨げないよう現在の面積を確保してほしい / 料理教室を行えるような厨房があるとよい / 集会室に鏡が欲しい / 市民活動団体向けに設置しているリソグラフはあまり使われてない

○利用方法や運営

こども文化センター利用者の独立性、老人いこいの家利用者の独立性を守りながら、ふれあって共存するような施設がよい / しきりを作って、大きな空間を柔軟に小さく使えるようにするとよい / 異世代が交流するにはしかけと繋げる役割の人が必要 / 諸室を時間帯で分けさまざまな方が利用できるようにするのは賛成 / こども文化センターの職員に信頼があり不登校児童がこども文化センターなら行くというケースがある / こども文化センターがハブとなって地域活動のマッチングの役割を担っている、地域もこうしたつながりを求めている

○複合化に対する懸念

諸室の共用を進めることで、子どもや高齢者たちにとっての居心地の悪い施設とならないか心配している / こども文化センターと他の施設で入口・受付を分けたほうがいい。一体とした

場合、施設を自分たちの場所だと思えなくなってしまうことを危惧　／　子どもの声は高齢者等にとってうるさく感じると思われる　／　大師こども文化センターから大師公園に子どもたちが飛び出して事故に遭うのを危惧している

○その他

多世代が一緒に活動する施設であることをイメージできる愛称をつけるとよい　／　今の大師支所は駐輪場から玄関への動線が悪いので新しい施設は駐輪場の位置に留意してほしい　／　若い方の意見を聞きながら進めてほしい　／　田島支所仮庁舎を整備する敷地には、様々な区民が訪れることになるので、自転車置き場や動線に留意して計画してほしい　／　入館時に内履きに履き替えたほうがよい（汚れない、こどもへの躰の観点）　／　入館時に外履きのままのほうがよい（避難、履き違い防止、乳幼児室のみ履き替える仕様がよい）　／　子どもたちから「こんなこ文になるといい！」という意見を集めて反映させるのがよい　／　新しい施設は、今のこども文化センターを基準に考えず、新しいものを作るという意識が必要

(7)大師分室敷地の暫定活用に向けたヒアリング 令和3(2021)年12月～令和4(2022)年1月

大師分室敷地の暫定活用事業者の募集にあたって、地域の意見を踏まえた敷地利用となるよう、近隣の学校・PTAの代表者や地域で活動する団体の方々へ敷地活用に関するヒアリングを行い、敷地借受事業者の募集を行う際の公募要項に反映しました。

＜主な意見（抜粋・要約）＞

- ・地区内の障害者施設利用者が製作したパンや作品の販売ができるとよい
- ・町内会館で行う子育てサロンに来る子ども達の外遊びの場（夏は水遊びなど）として使いたい
- ・地域の飲食店がキッチンカーや机を使って販売できるとよい
- ・大師公園周辺はファミリー向け飲食店が少なく、飲食物の販売などがあるとよい
- ・子どもたちが将来のことを考えるきっかけとなるようなイベントが実施されるよい
- ・顔の分かっている地域の団体の方等と連携した敷地の活用がされるとよい
- ・イベントごとに、どのような層をターゲットにしているのかを明確にしたほうがよい
- ・活用事業期間を通じて責任者・管理体制が明確になっていることが必要
- ・地域のさまざまな人材を発見するような場にするために、事業者任せにせず行政が広報するなどの協力も必要
- ・敷地で子どもたちが興味を持つ活動がなされ、子どもたちがハブとなって新旧の住民が触れ合う場になるとよい
- ・運営が始まった段階で、運営事業者・行政・地域が意見交換する機会があるとよい
- ・運営にこどもの意見を取り入れる工夫があるとよい

5 事業手法検討におけるサウンディング調査等の結果（第6章関係）

新施設の整備事業については、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、効果的・効率的なサービスの提供とそのサービスの実現につなげていけるよう、令和3(2021)年7月の「PPPプラットフォーム意見交換会」や、令和3(2021)年11月から令和4(2022)年1月にかけての「サウンディング調査」での民間事業者の意見、概算事業費の算定などを基に、事業手法の決定に向けた検討を行いました。

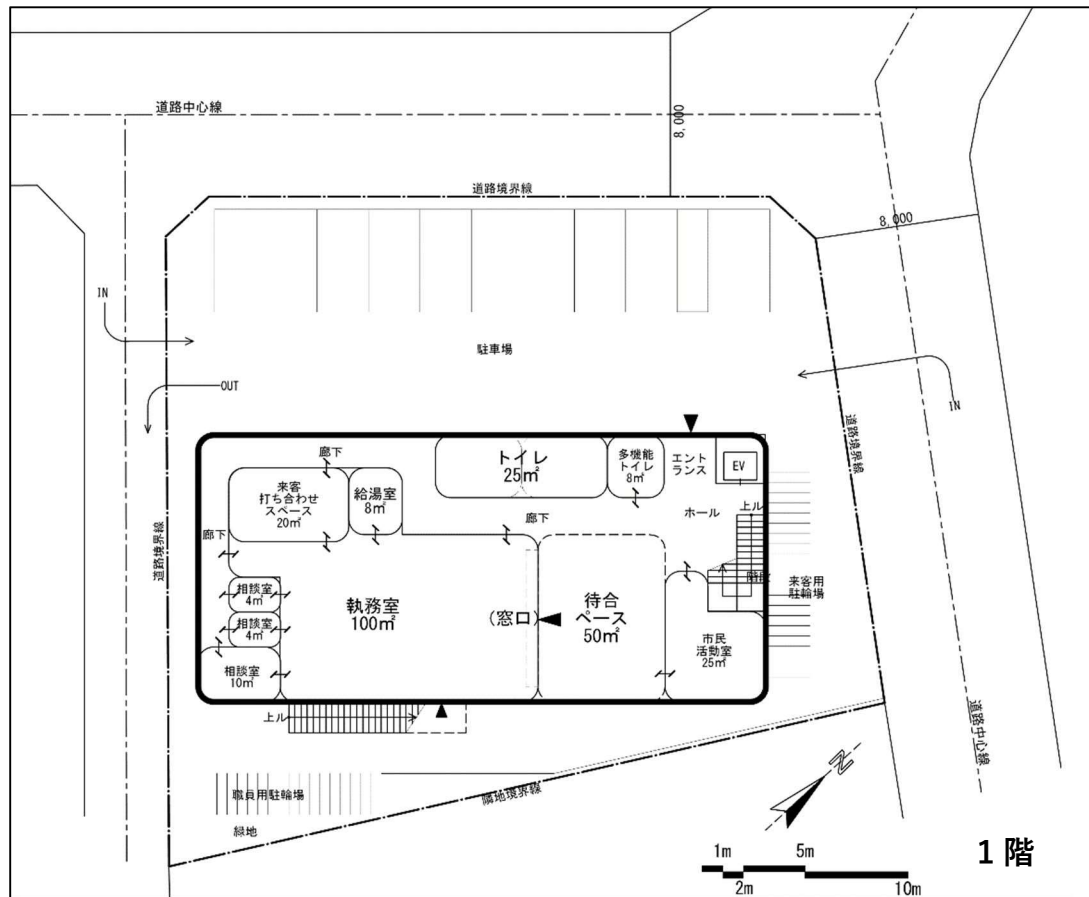
＜サウンディング調査における主な意見 参加事業者10者＞

建設関係2者（1者）、設計等3者（1者）、運営5者（1者） ※カッコ内はうち市内事業者

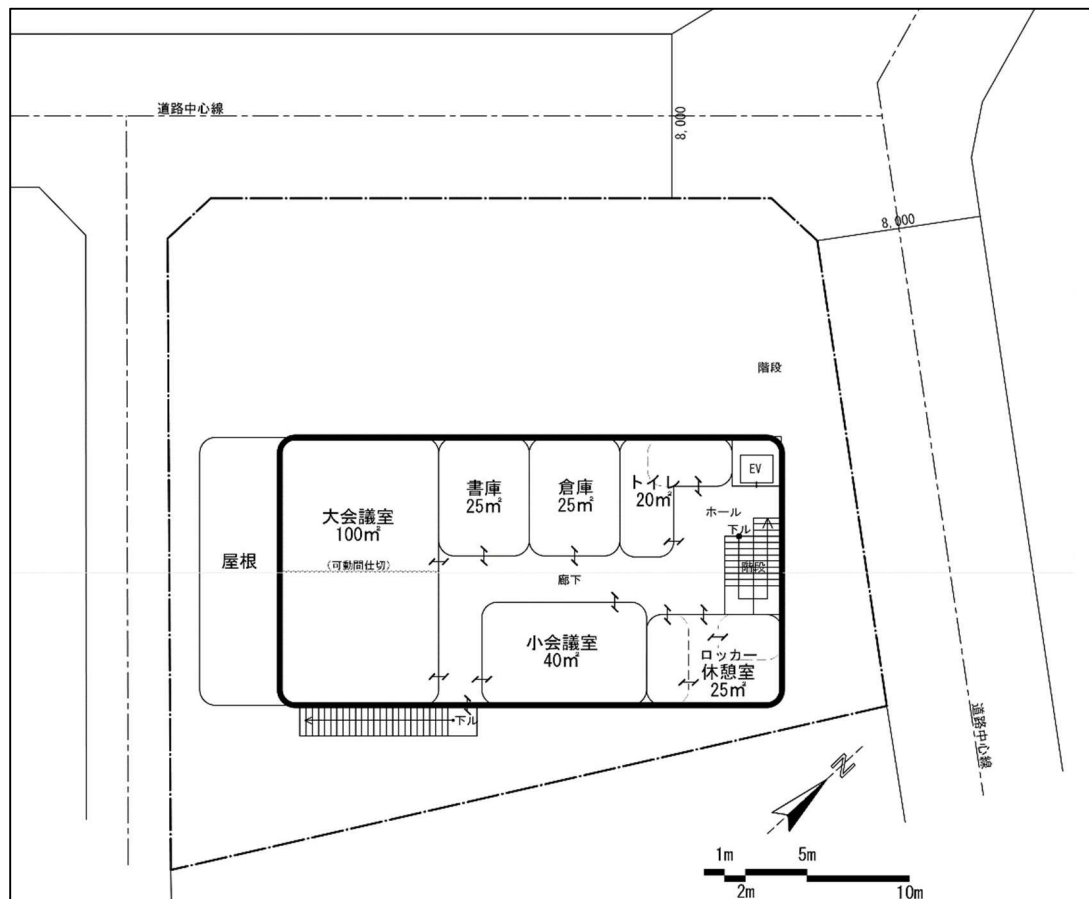
事業手法や選定事業者が行う業務の範囲について	・ 施設整備と運営を一括発注とすると、コンソーシアムを組む事業者が見つからず、参加したくても応募出来ない状況が想定される。 ・ 運営業務を一括発注としなくとも、運営事業者決定の時期や要求水準の明確化により、運営を踏まえた設計は可能。 ・ 解体を設計・建設と一括発注した方がコスト・工期等の面で無駄がなく効率的である。 ・ 大師・田島の2棟を別途発注とすることは、参加機会が増えるので良い。
事業実施・選定スケジュールについて	・ 施設整備（解体～竣工）に必要な期間は確保されている。逆に長すぎるとコスト増となるため、適切な期間設定を望む。 ・ 運営期間は、利用状況の変化や時代の変化に応じて、仕様書の修正や指定管理料の見直し等が必要となるため、5年程度が適切。 ・ 特に初期の段階は試行錯誤しながらの運営となり、運営期間が短いと効果を出せないまま期間が終了してしまうこともあり得るため、長い方がよい。
運営業務について	・ こども文化センターと老人いこいの家の運営を併せて行うことは可能。（自社のみ、または、他の事業者と組んで対応） ・ 運営業務の一環として、わくわくプラザ事業を実施することは可能。
付帯事業（民間収益施設の合築又は併設）について	・ 付帯事業が必須とされた場合、実績やノウハウがないため、事業参画できない可能性がある。 ・ 本事業の立地、施設規模等は収益事業に適しておらず、独立採算型では行えない。
脱炭素等の取組について	・ 技術導入による効果と費用のバランスを踏まえて、具体的な設備や目指す水準を検討する必要がある。 ・ 木材を多用すると効果はあるものの、建物構造で木造を指定されると業務として行っていないため難しい。 ・ 脱炭素化に向けた移行期のエネルギー供給は不確実性が高いことから、エネルギーコストの高騰リスクや供給安定性を考慮して、多様なエネルギー源や設備の検討が重要である。
その他	・ キングスカイフロントなど区内で最先端の取組が行われていることから、施設利用者に向けて市の施策等を示すような施設整備や運営ができると良い。そのような取組を身近な場所で知る機会があるとよい。

6 支所仮庁舎レイアウト案（第6章関係）

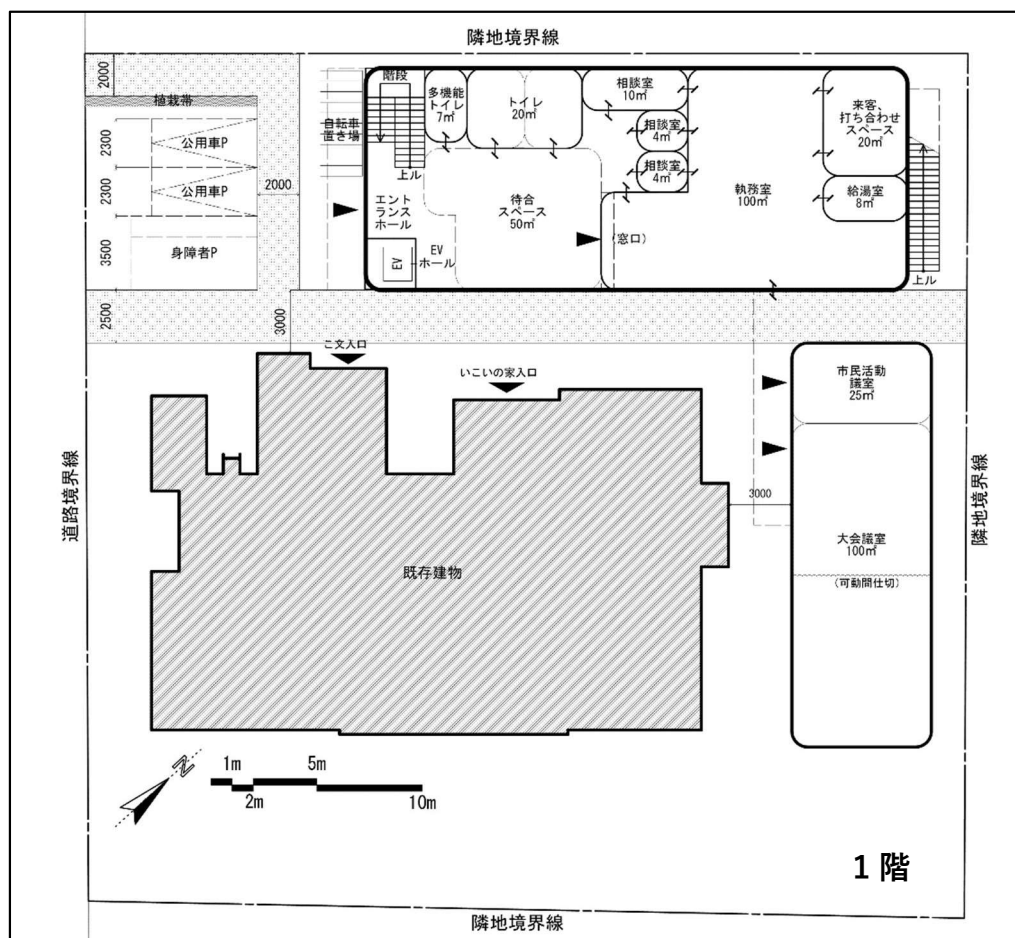
<大師支所 1 階>



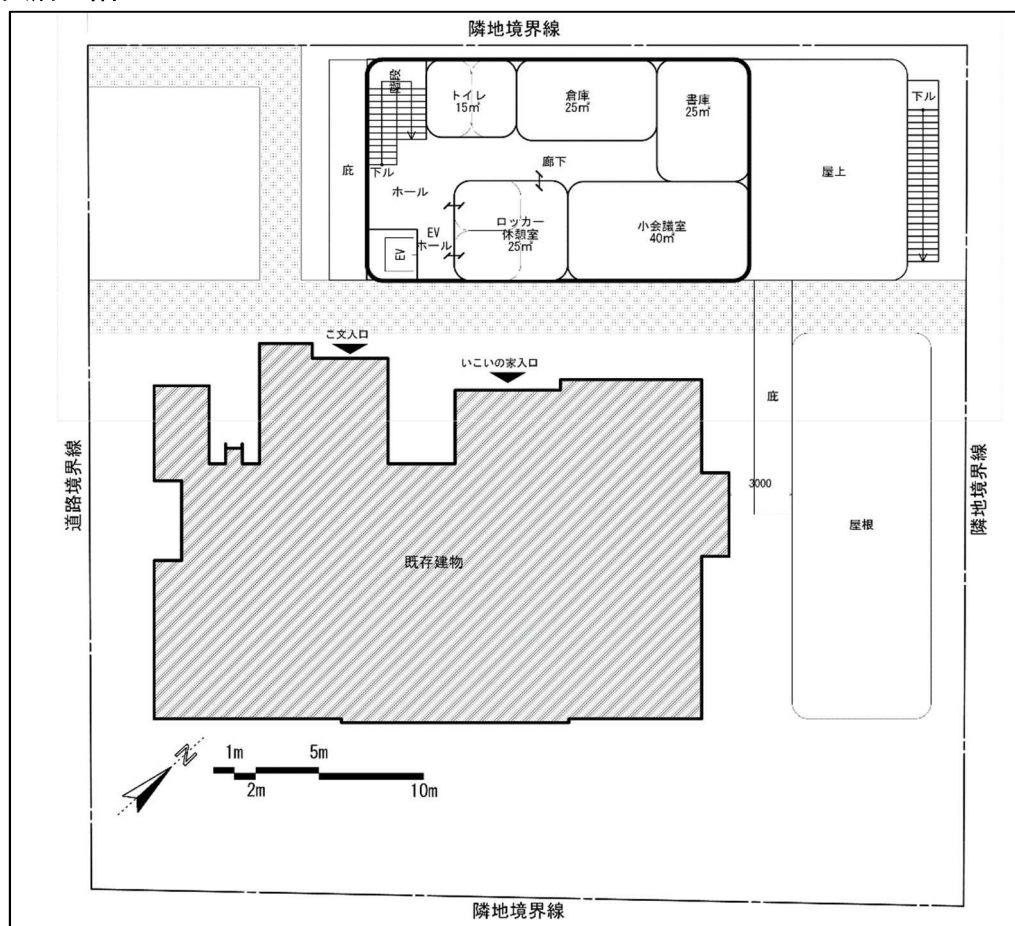
<大師支所 2 階>



<田島支所 1 階>



<田島支所 2 階>





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川 崎 市

大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画（案）

令和 4(2022)年 月

■お問合せ

市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

TEL : 044-200-2023 Fax : 044-200-3800

川崎区役所まちづくり推進部総務課

TEL : 044-201-1878 Fax : 044-201-3209